

1 2 月 4 日 (第 2 日)

12月4日(金)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
市民生活部長	山田 淳	福祉保健部長	峰崎 竜昌
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	木村 成弘
会計管理者	久保岡ゆかり	教育次長	渡辺 高久
危機管理監	岡野 数正	消防長	小林 勉
企業局長	前 政司	企画振興課長	畑河内 真
交流促進課長	山中 貢	政策推進課長	仁城 靖雄
企業局主任	木戸 孝典		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	同意第4号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第3	議案第65号 江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第66号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第67号 江田島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 6 議案第 6 8 号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 6 9 号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 7 0 号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 7 1 号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 江田島市新本庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 市道の路線変更について
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 平成 2 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 平成 2 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 平成 2 7 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 平成 2 7 年度江田島市交通船事業会計決算の認定について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまから、平成27年第6回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（山根啓志君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

15番 山本一也議員の発言を許します。

○15番（山本一也君） おはようございます。

早朝より、耳ざわりな悪い声で質問をさせていただきます。

災害時の避難訓練の見直しについてであります。

平成27年度は、台風接近による土砂災害を想定した、江田島市防災訓練を8月に実施し、実践的な被害対応能力、防災意識、地域防災力の向上を図られているところと思います。

しかし、実際にあらゆる災害が発生した場合や訓練の実施結果を踏まえると、避難訓練の見直しが必要ではないかと考えております。

そのことは訓練後、各地区から、私は平素、タクシードライバーをしておりますので、各地のお年寄りの声を聞かせていただきました。それは、何のための訓練であったのかという意見がたくさんありましたので、次の3点についてお伺いをいたします。

津波の規模をどのように想定しておられるのか。

2点目、災害対策本部設置のマニュアルは、十分な取り組みができておるのか。

3点目、住民への情報伝達や避難場所の管理体制は、どのようになっているのか、この3点についてお伺いをいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） お答えいたします。

災害時の避難訓練の見直しについてでございますが、これまで、本市での市内一斉の避難訓練は、津波災害や土砂災害を想定した訓練を実施しており、その都度、アンケート等を取り、検証結果を次回の訓練に反映させております。

まず、1点目の津波の規模をどのように想定しているかについての御質問ですが、本市は広島県地震被害想定報告書を基本としております。

想定については、県の被害想定の中でも最も被害の大きい、南海トラフ巨大地震による津波を考えており、規模は津波の高さが最大1.9メートル、最大津波到達時間約4

時間、津波による全壊家屋 559 棟等を想定し、訓練を実施しております。

続いて、2 点目の災害対策本部設置のマニュアルにつきましては、設置の基準等を地域防災計画で定めております。

また、具体の運用につきましては、「災害時職員初動マニュアル」と「災害対策初動チーム運用要領」で明確に定め、災害発生時の初動対応と対策本部の設置運営が、迅速に行うことができる体制としています。

あわせて、対策本部訓練等を重ねることで迅速、確実な対応ができるよう努めるとともに、訓練等で明らかになった課題に対応するため、初動体制の充実についても検討を進めております。

最後に、3 点目の住民への情報伝達や避難場所の管理体制についての御質問ですが、気象情報などをもとに避難情報を発令し、防災無線やメール配信などにより、早目に市民に伝達することとしました。

また、避難場所につきましては、各施設の所管課において管理しており、災害時には自治会等への管理運営委託を行っております。

今後も、豪雨や地震・津波など、本市で起こり得る災害を想定とした実動の訓練を実施し、結果を検証しながら、防災体制の見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 15 番 山本一也議員。

○15 番（山本一也君） 津波について、地震について、遠くの南海地震、南海トラフというお答えであります。私は危機管理をする場合には、その地域地域の過去の出来事、それを最大に想定しながら、物事を進めていくのが大事ではないかと思っております。市民の多くの方の意見が、そのことであります。南海トラフは、津波が来ても 4 時間かかるのではないかということです。4 時間も 5 時間も先のことを、いつ来るかわからないものを作って、忘れたころにやってきましたらどうするのかという意見が多数でありました。

この江田島市においては、隣の島、倉橋島沖地震、明治初年度ぐらいに大きな地震がありました。そして、この島の周りには活断層がたくさん走っております。そうしたところの地震が起きたときには、4 時間 5 時間の有余な時間ではありません。そうしたものを想定しておるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、議員がおっしゃいました津波到達時間が短い地震が、過去にあったということでございます。確かに、明治のころにその記録が、若干、残っております。それとあわせて、ちょうど終戦当時、3 つぐらいの地震が発生しております。そして、その後 1946 年、昭和 21 年になりますけれども、ここでもやはり地震が発生しております。ただし、戦時中のものについては、詳しい記録が残っておりません。

そうした中で、私どもとしても南海トラフ地震を今、想定した訓練を実施しております。しかし、津波到達時間が短い地震としては、これは広島県の地震想定の中にございます。安芸灘断層群、これは広島から岩国沖断層帯と予想されております。これについ

ての最高津波がTP3.1メートル、津波の高さ、波の高さですね、これが大体1.1メートルと。到達時間は、約18分というふうに予想されております。ただし、この断層群の地震の発生確率というのが、今後30年間では不明ということに、実はなっております。本市におきましても、この不明というのをどういうふうに捉えるかと、これは全くないということではありません。不明ですから、ある可能性もあります。おっしゃるとおり、そのとおりです。

しかしここで、じゃあどういう取り組みをしていくかということになりますけれども、ここ数年やはり、国、広島県が優先的に取り組んでおりますのは、発生確率の高い、いわゆる30年で70%の発生確率があると言われております、南海トラフ地震の津波災害や、あるいはことし行いました台風による土砂災害を想定した避難訓練等を、現在のところでは、市内一斉に実施しておるところでございます。

しかしながら、やはりあらゆる災害を、ましてや津波が早く来る災害があるじゃないかと、過去にそういうものがあつたじゃないかといったような災害を、やはり想定していくことも必要だというふうに考えております。そのためには、やはりまず最初に、地域の特性に応じた避難訓練等を実施して、その地域地域、地域の地形というのがございます。こういったものを勘案しながら、その地区の、地域の課題等を洗い出して、その対応方法を定めておくことが、事前に対応方法を定めておくことが必要だというふうに考えております。

そこで、本年度から、自治会を中心とした町なか避難訓練というのを実施しております。既に、31自治会のうちの、年内には14自治会が終わる予定でおります。これにつきましては、実際に危機管理課の職員が、地域の方、いわゆる自治会の方と一緒に地域内を歩きながら、そのハザードマップに載ってない危険箇所の把握や、さらには避難路、地形等の確認をするという取り組みを行ってます。ですから、これについて全く想定をしてないということではございません。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 想定をしてないということじゃないということなんですけど、実際にそれを知らせておかないと、しないということにつながっていきますんで、危機管理監に私がこういうこと、釈迦に説法だろうと思えますけど、私は先々月10月に、全国の議員研修会、防災問題について研修会に参加させていただきました。そうしたら、最初は淡路大震災、そして近くでいえば東日本大震災、そこは各地から経験をした方たちが講師で来られておりました。そして、防災訓練には必ず、その地域地域の出来事を最大限に表現しながら訓練を進めていかないと、東日本大震災のような形になりますよ。要は、今、地球温暖化で地球規模で異変が起きております。そうしたものを総合していくと、やはり恐怖感をあおるんでなく、身を守るための訓練を確実に実施していくのが大切じゃないか。これを放置することによって、天災が人災に変わるということを、私は研修会で学ばせていただきました。

そうした中で、江田島市は果たしてどうなっておるのかということでもあります。不明ということ、ないということではないんです。必ずいつかあるということ、実際に、わずか130年前に倉橋沖地震で津波が、私の記憶、地域の先輩たちから聞いた話では、

1. 4から2. 4の間の津波があった。そして呉の鎮守府、そして広の工場の全滅ということがあるんだと、そのことをしっかり胸にしまって危機管理をしていかないといけないということは、もう何年も前から聞かせていただいておりますが、そのような考えがありますか。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） ただいま、議員のほうから御指摘をいただきましたけれども、現在、私としましても、この災害の歴史というのをしっかりと勉強するようにしております。特に、地震といいますのは、一般的に周期説というのによく言われております。大体、例えば安芸灘の断層地震であれば、これくらいの周期があります、南海トラフ、これは昭和南海地震、その前に安政南海地震というようにあったんですけども、これについては、やはり100年前後で周期として回ってくると、こういったことも災害の歴史として、私も現在、しっかりと勉強するようにしております。

それを踏まえて、市内において各自治会、それぞれ自治会といいますより地域といいますか、地形が違います。ですから、海に近いところへお住まいの方もいらっしゃる、山に近いところへお住まいの方もいらっしゃいます。災害というのはそれぞれ、例えば山に近いところの災害は、じゃあ何を想定するのか。じゃあ、海に近いところは何を想定するのか。それぞれやっぱり、同じ一つの、例えば大原という地区を見たとしても、そこには山手の人と海側の人と、それぞれやっぱり違いますから、それに合った、その地域の中でも住んでおるところに合った災害想定をして、事前に備えておくことが必要だというふうに考えております。

ただし、その中で、今回の訓練の中でも、若干、これ何のために歩くんだろうかというような声が出たということも、私も承知しております。これは、まだまだ私が、私たちの取り組みの中で、市民に周知をしていくというところが、まだ足りないというふうには考えております。

ですから、今後の町なか訓練、各自治会単位で行う町なか訓練を通じて、しっかりとそこらあたりのことを皆さんに周知をしていって、何かあったときにはそれぞれで、うちはこういうふうな対応をしよう、うちはこういうふうな対応をしようということが、その地域の小さなエリアの中でも、しっかりと対応できるような形をとってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 管理監とは、管理監が就任されて以来、私はそういう形で、この島内の地形にかかわって、危機管理をお願いしたい。こういう場合には、どういうところが危険なのかということをお願いしておりますが、それは全て網羅できておりますか。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） まだこれ、正直申し上げますけども、全域を見て全ての、ここはどうだという危険箇所は、まだ、実際にはできておりません。

私、確かにいろんなところを歩いております。歩いて実際に、自分の目でも確かめておりますし、今現在、進めております各自治会単位の町なか訓練を通じて、ここには危

機管理課の職員も、当然、参加しておりますから、そこで各自治会ごとに、このエリアではちょっとここが危ないんだとか、ここはこういうふうにしなくちゃいけないという課題を全部、今、挙げておるところでございます。今年度中に、全ての自治会を実際に訓練を通じて、そういった課題の抽出をやっていきたいというふうには思っております。

実はこれ、来年度になりますと、今度は地区別の津波の避難計画というのに取りかかってまいりたいというふうには思っております。これは、それぞれ全然、地域が違えば対応が違ってきますから、その地区ごとの避難計画が必要だというふうには思っております。これにつきましても、まだ日本全国で、地区別の避難計画をつくっておるような地域はありませんけれども、江田島市の島嶼部という特性を考えたときには、これは議員からも以前から御指摘を受けておりますけれども、やっぱり地区ごとに違うんだから、そこは考えてくれよというような話を受けております。

そうしたことも踏まえて、来年度はそういったとこに、これ一気にいけるかどうか、かなりやっぱりマンパワーも必要になってきますから、そこらあたりのことを踏まえて、数年の計画はかかると思いますが、何とか取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） マンパワーが必要なのは当然のことなんです。今、危機管理監のところでは言うたら、来年とか。危機管理ですから、悠長なことは言うておられないのです。要は、それぞれの災害を想定しながら、そして、こういう災害ではどこが危ない、どういう形のものか危ないというようなことを、早急にやっていただいて、そして人数が足らんのなら、足りないように補充しながらでも、市民の安全と安心を培うためには、早急にやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

災害対策本部の設置についてであります。これは多少はできておっても、1つは、私は研修会で学んだことを、きょうここにおられる議員の皆さん方に十分、承知していただきたいという思いで、書かせていただきました。

といいますのは、先月も、ある研修会に出ていったら、たまたま私と一緒に仕事をしておったのが、講師で出ておりました。そして、夜、旧交を温めるために話し合いを3時間ほど持ちましたけど、その中でやっぱり災害についての話から、そして阪神・淡路大震災のときにどうであったのかという話に進み、また、東北から来ておる館長も交えて話をしたことが、災害のときに議会議員が入ると、議会議員の地域のことしか持ってこない。非常に、復旧・復興について足かせになった。そのところを山本さん、帰っていったら、そのところを十分に検証していただきたいということでありました。

要は、議会議員は、災害があったらその場で即、地域の被害状況を即、伝えていく。そして、復旧に向かっては、いわば今の対策本部の一員として、協力していく体制を整える、そういうような本部設置をしておったら、万全じゃないでしょうかということでもあります。そのような取り組みをしていただきたいがために、余分なところではあります、つけ足していただきました。

そして、3番目の避難場所の管理体制はどのようになっておりますか。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） 避難所の管理体制という問題でございますが、これ、実は今回、1次避難所そして普通の避難所といったところを活用して、避難訓練を行いました。そうした中で、避難所の維持管理に若干、不備が見受けられたところもございました。基本的には、避難所の維持管理というのは、その建物を所管しておる部局が維持管理を実施しておるのが現状でございます。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そのことにおいて、災害時には心身ともに消耗する、それを維持、回復させるところであります。

今回、私の地域で、大古地区で避難訓練をやりました。そして、避難場所に避難、皆さんに集まっていたいただきました。そしたら、残念ながらカビもぐれで、建物の中へ入れるような状況ではありませんでした。そういうときには、どのように。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） まず、これ恐らく融光会館の件であろうと思っておりますけど、これにつきましては、管理状況に若干、不行き届きがありましたことを、この場をおかりしておわびを申し上げます。

今後の、避難所の管理、運営ということになりますけれども、これにつきましては、このような事案が発生したということもございまして、将来的なことも考えますと、やはり1年に何度かは、たとえ平素使われない施設であっても、ちゃんと足を運んで現在の状況が、避難所としての機能を果たせるようになってるのかどうなのかといったところも、しっかりと検証しながら、その適正管理に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そうした1次避難場所もそうでございますが、それぞれの、あらゆる災害に対しての避難場所の設置というものを早急に整備されて、安心して避難できるような場所の確保を引き続きよろしく願いをして、質問を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、15番 山本一也議員の一般質問を終わります。

次に、8番 吉野伸康議員の発言を許します。

○8番（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の方、昨日から大変、御苦労さまでございます。

8番議員の吉野でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第一産業の振興と雇用の創出について。

本市では、急激な少子高齢化・人口減少に歯どめをかけるため、第2次総合計画や総合戦略を策定し、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

しかしながら、本市は海に囲まれ、流通ハンデがあり、今後、新たな産業創出や大型の工場誘致は困難と考えます。このため、地の利を生かし、農業・漁業、1次産業の活性化と新たな担い手の育成が必要と考えますので、次の点について、市長の考えをお伺いいたします。

1番として、農業振興ビジョンの必要性について。

三高ダムの用水利用について。

新規就農者へ就農制度の拡充等について。

建設業界を取り巻く環境について。

公共事業の減少や広島県大柿土木事務所の撤退など、建設業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。このままでは、天災有事の際に、島を守ってくれておりましたプロフェッショナル、建設業者に負担を強いることとなり、防災の面からも、業界の育成が必要と考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 第1次産業の振興と雇用の創出についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の農業振興ビジョンの必要性についてでございます。

本年策定の、第2次江田島市総合計画や総合戦略では、「『恵み多き島』えたじま」の実現に向けて、農林業の振興については、農林業の生産基盤の整備、後継者・担い手の育成、農林産物の高付加価値化・ブランド化を掲げており、その実行のためには、農業振興ビジョンが必要と考えます。

現在、本市では、広島県の「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」と連携し、農業の振興を推進しておりますが、今後、より実効性の高い施策として展開を図るため、江田島市農業振興ビジョンを、来年度には策定したいと考えております。

次に、2点目の三高ダムの用水利用についてお答えいたします。

三高ダムは、県営事業の畑地帯総合整備事業によるダムのかさ上げ工事により、貯水容量が58万4,000トンとなりました。

安定した農業用水として、昨年度、かん水設備が完成し、沖地区・三区で158.5ヘクタールへの配水が計画され、現在、利用されている受益農地は74.4ヘクタールでございます。

かんがい配水の利用率は、当初見込みより低い状況でございますが、今後、計画的な営農、規模拡大を促し、担い手農家の育成に努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の新規就農者への就農制度の拡充等についてですが、就農時の課題として、農地の確保と資金の確保が重要でございます。

まず、資金の確保については、新規就農者支援対策として、農業用ハウスの補助制度を設けております。また、認定新規就農者に対しては、無利子で融資を受ける国の制度資金の支援がございます。

新規就農者への農地の確保につきましては、広島県、指導農家、JA、農業委員会などの関係機関と農地検討会を開催し、マッチング作業や農地利用意向調査等を実施しており、効率的に、長期間利用可能な農地の確保対策を行い、新規就農者の定着化を図ってまいります。

いずれにいたしましても、地域の農家の皆様や生産者団体、JA、広島県等の協力が不可欠であり、さらなる連携を図り、就農地確保の支援に努めてまいりたいと思っております。

次に、建設業界を取り巻く環境についてでございますが、本市の公共事業は、厳しい

財政状況を反映し、これまで縮小傾向で推移しておりましたが、近年は、国の経済対策に関連した公共事業を実施するなど、増加傾向に転じているところでございます。

しかしながら、これまでの公共事業の減少等により競争が激化し、建設企業が疲弊するとともに、就労環境の悪化等により若年入職者が減少するなど、建設業界を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあると認識しております。

一方で、建設業は、災害復旧やインフラの老朽化対策、維持管理などの担い手として、その果たすべき役割がますます増大するものと考えております。

こうした中で、これからの建設工事の適正な施工や品質の確保、また、その担い手の確保・育成は、本市にとっても大きな課題であり、議員御指摘の「計画的な公共事業の発注」は、課題解決に向けた対策の1つとなるものでございます。

そのため、第2次江田島市総合計画を基本に、第2次財政計画との整合も図りつつ、インフラの整備計画及び維持管理計画を策定し、計画的な公共事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） まず、農業振興ビジョンの必要性についてお伺いをいたします。

江田島市の農業の歴史を振り返ってみますと、戦前まではサツマイモ、麦、米などの自給自足的な農業でありましたが、戦後に入ると、温州ミカンなどが導入され、ミカン産地として繁栄していったところもございました。

しかし、1991年オレンジの輸入自由化や、生産者の高齢化に伴い、徐々に冬の時代を迎え、明るい兆しは見られません。

こうした中、国際的にはTPP交渉が進められ、農産品目の関税が撤廃されることとなりますと、生産者にとりましては、ますます厳しさを増すことが予想されます。

こうした状況におかれ、今後、本市の農業政策をどのように進められるのか、次の点についてお伺いをいたします。

まず、農業の生産額と就労者数は、どのようになっていますか。最近のものと、その前のもので、対照できる数字があったら教えてください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 数値の対照でございますけど、農業センサスという統計調査がございます。

まず、農業の生産額につきましては、平成17年度が14億円、平成22年度のデータ的には15億円となっております。

農業者数でございますが、平成17年度当時、724人でございます。平成22年には519名というふうになっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 生産者の高齢化で、耕作放棄地もふえております。また、今のように、耕作放棄地が平成17年と22年と、どのようになっているかお伺いいたし

ます。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 先ほど申しましたように、農業の就業者数が200名余り減っております。それと、かんきつの生産者が今、四百数十名というふうに聞いております。これが、今後10年間で半減するだろうというふうに聞いております。

耕作放棄地の面積でございますけども、平成17年度当時は、572ヘクタールでございます。平成22年の農業センサスの数値では、647ヘクタールというふうになっております。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 就農者数が約200名減少ということですね。耕作放棄地も、かなりふえております。

このような状況の中、本市として農林水産業施策をどのように進めていくのか、私には、整理したものがないと思います。対症療法的な施策でなく、将来へ希望が持てるような農業施策が必要と考えます。農業従事者や関係団体と連携して、江田島市の農業振興ビジョンを作成する必要があると考えますが、先ほど市長より、農業振興ビジョンは来年、作成するとのことでした。どのようなメンバーで、また、どのような計画で作成するのかをお伺いいたします。

また、この件につきましては、昨日、林議員から質問がありましたが、大変重要なことですので、もう少し詳しくお願いをいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 先ほどの市長の答弁にございましたように、第2次総合計画を、ことし策定しております。それを、より実効性のあるものとしたいため、農業を取り巻く環境や、さまざまな情勢の変化を捉えつつ、江田島市農業の特性を踏まえて、次世代に継ぐことのできる農業を展開していく必要があるかというふうに考えております。そのためにも、この農業振興ビジョンが必要と考えております。

残念ながら、現在のところそういった農業の指針となるものが、広島県のチャレンジプランや総合計画だけしかございませんので、もう少し具体的なものをつくって、行っていきたいというふうに考えております。

来年度の農業振興ビジョンの策定を予定しておりますけども、検討委員会等の構成メンバーは、まだ、決まってはございません。今現在、農業関係で言えば、農業振興会議等の組織がございます。これらの組織を準用した形で、今は想定しております。農業委員会でありますとか、JAでありますとか、県の指導者等々の人に集まっていただいて、また、地元の新規就農で言えば指導農家の方々だとか、そういった方に集まっていただいて、論議していきたいというふうに考えております。

具体的内容につきましては、まだ、未定でございますけども、他の市町の例によりますと、総論と基本計画とで構成されておまして、農業を担う経営体の育成とか、産地力の強化による所得向上とか、農業生産環境の保全と多様な資源の活用・促進等々の計画がなされております。

いずれにいたしましても、県のチャレンジプランとか本市の第2次総合計画と整合を

図りつつ、江田島市に合ったビジョンの作成に取りかかりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） ありがとうございます。

本市が、しっかりとした農業振興ビジョンを示すことで、効率的な農林振興施策が可能となり、本市の農林水産業の活性化が図られると期待しておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2番目の三高ダムの用水利用について。

合併前から、長年にわたり取り組んでいます、沖美町の畑地帯総合整備事業が、ようやく本年度完了します。この事業は、沖美地域全体にかんがい用水を供給し、一大園芸産地をつくり出す壮大な事業でございますが、三高ダムの完成から10年を経過しても、明確な事業効果が見られません。

膨大な事業を投資したこの施設は、本市の管理になるとお伺いしました。畑地帯総合整備事業の概要について、お尋ねいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 畑地帯総合整備事業は、先ほど市長の答弁にございましたように、ダムのかさ上げ工事、それと畑かんと言って、かん水を各農地に配る配管の工事、それと農道の工事というふうになっております。まず、畑かんのパイプラインでございますけれども、幹線が約2,600メートル、支線が約2.3キロメートルでございます。農道は、ダブル幅が5メートル、そのうちの有効幅員が4メートル、延長が4.7キロメートルというふうになっております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 三高ダムの用水を今後、どのように活用する計画でしょうか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 用水の活用でございますけれども、平成20年度から用水の活用を開始しております。現在といたしますか、昨年度、平成26年度で畑かんのかん水の工事は、一応、完了しております。現在では410名で、先ほど市長の答弁にございましたように、約74.5ヘクタールの農地にかん水されております。

今後、管理組合を立ち上げて、活用していく予定でございます。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 園芸作物の産地に向けての、どのような将来ビジョンを考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 園芸作物、例えばキュウリとか、花き、花等を中心に、新規就農研修制度を充実させて、新規就農者の育成や、既存の担い手の経営規模拡大を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 巨額の投資をしたこの事業を無駄にしないために、用水の活用策、園芸産業の拡大、また、生産者の確保を積極的に取り組むべきと考えます。しっかりと地元の声を聞きまして、活用策を検討していただきたいと、このように思います。

続いて、新規就農者へ就農制度の拡充について、お聞きをいたします。

10月6日に、広島県から担当者をお招きし、農林振興に関する勉強会に参加させていただきました。その際、県の担当者からは、江田島市で一番の農業地域は、切串から幸ノ浦までのエセギ地区であると伺いました。エセギ地域については、土採跡地を農地として整備した就農に適した場所でございます。必ず、江田島の宝となるこの土地を活用し、農業生産の拡大を図るべきだと考えます。

市では、現在、農家を対象にしたアンケート調査を実施しておると伺いました。このような声を反映した将来構造を、検討されるものと思います。

まず、エセギ地域のアンケート結果についてお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） アンケートの結果でございますけども、121名の地権者がございまして、そのうちアンケートを回収したのが、73名のアンケートを回収しております。面積的には16.5ヘクタールの農地の地権者の方から回答をいただいております。

その中で、どういった内容のアンケートかといいますと、誰かに売ったり、または、誰かに売りたい、または、売ってもよいというところとか、貸してもいいとか、既にもう貸していますとか、いやいやこのまま耕作したいとかいうふうな内容でございます。それらを集計いたしますと、約半数の方が、売ることも考えてもいい、貸すことも考えてもいいというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 今、16.5ヘクタールというのはちょっと、そのぐらいの面積なんですかね。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 回答のあったところという意味で。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 続いて、新規就農者の研修とか需要の現状を、お聞かせをお願いします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 新規就農者の研修の需要状況でございますけども、現在4名、3名の方がもう就農されて、1名の方が今、研修中でございます。それ以外に、来年度に向けて、電話での問い合わせが1件、来訪による相談が2件、申込書を提出された方が1件というふうな状況でございます。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 就農用地を確保するためにも、農地の流動化、生産者の確保とあわせて、安定した就農支援も必要と考えます。農地確保検討会を実施しているのですが、土地や作物等が異なっていることから、地域ごとに検討会を開催することが必要かと思いますが、各地で各地域で開催をしたらどうかと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） きこの林議員さんの答弁の中でもあったんですけども、各企業からの問い合わせ等も、企業進出の問い合わせもございます。今、市の中では、候補地等を検討中でございます。

このエセギにつきましては、広島県と市と共同で、モデル的に農業団地の農地の流動化という、モデル事業的に今、検討会を開催しております。これのモデル的な状況を見ながら、各地域に広げていきたいというふうに考えております。その時点で、当然、地権者の方々の意向も話し合いながら、気持ちを確かめながら、広げていきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） エセギ地域での検討会は、何回ぐらい開催されましたか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 回数はちょっと覚えてないんですけども、数回、行っております。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） この地域は優良な農地で、相当量の耕作放棄地となっております。フラットに成形され、また、広い区画、隅々まで農道が整備されております。これらを一体にしたエセギプロジェクトを、今後、どのように進めていくか、案があったら伺いたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） エセギ地区、既にキュウリの生産組合がございまして、それを大事にしないといけないというふうに考えております。県では、年間を通したキャベツの栽培等を、キャベツ団地としての提案もございまして、そのほか、いろんな園芸作物等の可能性もあるというふうに考えております。まず、地元のキュウリの生産、一大生産地でございますので、それを大事にして端境期等にも、キャベツの栽培ができるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 大須のキュウリはブランド品で単価も高く、耕作者に伺いますと、2反で大体、年収800万円ぐらい収入が確保できると伺っております。これらを、農地流動化等により、新規就農者への農地として供給すれば、興味を持たれる若者もおり、一大産地となるのではないのでしょうか。

続いて、昨年発足いたしました、農地中間管理機構は、農地を借り受け、担い手に供給する農業振興の根源部分をつかさどる機関として期待されておりますが、本市に農地の借り受けや、就農希望者の申し込みがあるのかどうか、伺いをいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 農地の借り受け希望でございますけれども、経営体といたしましては、現在のところ5経営体の方々に、トータル面積約6ヘクタールの借り受け申し込みがございます。貸し付け希望者は、また5件ありまして、約3,000平米、3反ぐらいの貸してもよいというふうな申し出がございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 江田島市には、このような優良農地が相当量、耕作放棄地となっています。特に、このエセギ地区は、大きく3点の利点があると思います。

まず1番として、フラットに成形され区画が広いこと。2番として、隅々まで農道が整備されていること。3番目に、大須のキュウリはブランド品で単価が高く、一定の収入が見込めること。このことから、農地流動化とあわせ、新規就農者の農地確保として供給することで、多くの若者の関心を集めることと考えます。ぜひ、新しい雇用の場として、また、一大生産地として発展するため、御検討をよろしくお願いいたします。

続いて、建設業界を取り巻く環境についてをお伺いいたします。

江田島市には新しい産業もなく、農業、漁業、建設業の発展が欠かせないことと思えます。しかしながら、現在は3種とも大変厳しい状況にあり、これらの業種の活性化は、本市にとっては生命線であると考えます。特に、建設業界におきましては、平成18年、大柿土木事務所の撤退や、畑地帯総合整備事業を初めとする大型事業の完了で、今後の明るい兆しが見えてこない状況であります。

こうした中、昨年発生した広島市の土砂災害を教訓に、砂防地の面では、本市の砂防整備は十分と言えません。これらの事業は県が主体の事業となり、市の負担もなく、建設業界の活性化策として有効なものと考えます。市の建設事業費は年々、減っておると思えます。昨年からことしにかけては、廃業された業者は何件あるのか、お伺いをいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 入札の登録業者の推移でございますけれども、統計があるものとしては、平成17年からの土木一式の登録業者数から推移をとっております。平成17年、49業者の業者の方に土木一式業者として登録をいただいておりますが、今年度、平成27年には31業者まで落ち込んでおります。その中で、廃業届を登録のほうへ出していただいた業者数でいきますと、平成26年度に3業者、平成27年度、本年中に3業者、この2カ年で6業者から廃業の届けを出していただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 平成16年、17年は合併前の積み残し事業とか、建設事業も一定に確保されておりましたが、近年の建設事業に係る事業費、これについて事業費がわかったら、教えてください。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 決算統計からの数値でございますが、ただいま、吉野議

員御指摘いただいたとおり、平成16年度、平成17年度については、合併前後からの積み残し事業が、大変多ございましたので、平成16年度の普通建設事業が34億700万円、平成17年度が28億9,000万円、これに比しまして、直近の決算で申しますと、平成25年度が26億7,600万円、平成26年度が17億2,800万円となっておりますので、平成16年度と平成26年度の決算で比較しますと、50.7%ですので、約半分に落ち込んでいるという実態になっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） それと、県の事業費もこうして見てみますと、かなり減っておるわけなんですよ。ことしの事業費、港湾振興局、また、西部建設局の事業費、数字で見ますと4億円と4億円で8億円ぐらいになっております。これは、昨年と比べて、昨年は14億2,000万円ですか、かなり減っておるわけでございます。原因は、何か完了したとか、あるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 県営事業でございますから、県の事業で昨年度から今年度にかけて、約6億円を超える事業費が減額となっております。その主な要因ですけれども、まず、西部建設事務所の関係ですけれども、こちらのほうは江南交差点の道路改良工事、こちらが完了しております。こちらの事業費の減が大きいかと思えます。

それから、あと八幡川の砂防堰堤の工事を行っておりますけれども、こちらの本体工、堰堤の本体なんですよ、こちらの工事が完了しております。これに伴う事業費の減というのが大きいというふうに考えております。

それから、港湾振興事務所の関係ですけれども、こちらのほう主に、鹿川港の寄濤地区、こちらで浮かんの整備をしておったんですけれども、こちらが昨年度完了してございます。これも、大きな事業でしたので、この完了が大きいというふうに考えております。

それから、小用港のウシイシ地区でも、大きな事業を行っておるんですけれども、こちらのほうは県予算、特に港湾事業の関係の県予算が縮小されておまして、その影響を受けて、小用のほうの事業費のほうも減額になったというふうに聞いております。

以上のことが、県営事業のほうで、事業費が大きく減った要因だというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 江田島市の補助事業、これが昨年と比べてすごく減っておるわけなんですよ。これは、多いときには10.6%とかあったわけなんですけど、現在、平成26年では2.7%ぐらいに落ち込んでいる。かなりの減少であると思うんですが、これは何か原因が、終わったのがやっぱりあったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 本市におけます補助事業の減少ということでございますけれども、要因といたしましては、まずやっぱり、全体的な予算の減少というもの

が大きいかと思えます。それとあわせて、これまで補助の多い、補助が適用できる新規事業、建設事業というものが多かったかと思えますけれども、最近では、補助がなかなかとれない維持管理事業、こういったものが多くなってきていると思えます。この関係で、国費を使った新たな事業というものが減ってきているのではないかと。その影響によって、補助が減ってきているというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 補助事業が1億円あれば、4分の3の補助であれば、1億円の事業が2,500万円できます。どんどん補助事業を活用されて、活性化に結びつけていただけたらと思えます。そして、建設業界がある程度、安定経営ができるよう、市の発注はもとより、積極的に県のほうにお願いしていただきたいと、このように思います。

続いて、これは、かきしまサイクリングロードの現況について、インフラ整備の1つとしてお聞きいたします。

本市を縦断するかきしま海道サイクリングロードは海岸線を通り、全長74キロの景観にすぐれた、サイクリストにとっては大変、気持ちのよいコースでございます。最近、サイクリングに訪れる観光客も増加しております。また、知名度も上がっていますが、島の地形から、危険な箇所が何カ所か見受けられます。

かきしま海道サイクリングロードは、国道、県道、市道がございます。私も、このサイクリングロードを車で走って見ましたが、途中、とまったりいたしまして、2時間程度かかりました。それで、特に次の場所が危険であると感じました。狭隘な道路や急勾配、急カーブ、島の道を知らないサイクリストにとって、大変であると感じたので、お伺いをいたします。

まず、箇所なんですが、県道につきましては、県道高田沖美江田島線の三高の高祖、それから県道江田島大柿線の、この上の道ですよね、世上口から神田橋にかけてのところ、それから県道石風呂切串線、これは上村汽船を上ったところから100メートルぐらい大須寄りのところでございます。

市道では、鹿川・岡大王線の石油タンクのトンネル、これは非常に狭い。それと、市道宮ノ原幸ノ浦線、これは青少年交流センターのそこから大須方面に行く道、これは、市長さん、結構走っておるからわかっておられると思えますが、それで1つ、ちょっとお聞きしたいと思えます。

まず、県道からでございます。県道高田沖美線江田島線ですが、三高、高祖のところ、現在、県のほうで工事しておりますが、あそこは家中でもあり、急な坂、また、カーブもございます。現在、バイパス道路を建設しておりますが、このバイパス道路は、いつ完了するのかお伺いをいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 県道高田沖美江田島線の高祖バイパスの事業計画でございますけれども、県事業でありますので、明確にはお答え、なかなかしづらいんですけども、今年度の当初に県のほうにお話を伺った際には、予算次第ではあるけれど

も、あと7年から10年程度かかるのではないかとということでございました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 続いて、県道江田島大柿線、これは、世上口からあそこの神田橋の間なんですが、非常に交通量が多くて、人通りも多く、坂道もあり、また、カーブもあります。歩道もない状態で、土日には海上自衛隊の観光客も多い。このサイクリングロードの中で、一番ここが危険な場所と感じました。これを解決するには、なかなか時間と労力が必要と思います。

続いて、県道石風呂切串線、これは上村汽船から上陸しますと、サイクリストはほとんど青少年交流の家のほうに、走ってまいるそうでございます。その間が、100メートルぐらい行ったところ、急に狭くなっております。それとカーブがございますが、これについての計画は、建築部長、何か計画はありますか、お聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 県道の石風呂切串線で西沖棧橋の西側にあります、急に狭くなっているところ、こちらあたりの改良計画なんですけれども、こちらは県道ですので、県のほうにお伺いしておりますけれども、こちらの狭くなっているところ、こちらは道路再生改良事業という事業によりまして、今年度、測量と設計に着手をしているというふうに聞いてございます。

この事業につきましては、この狭い部分と、山陽オイルの南側にある埋立地、こちらのカーブが少しくつくなっておるんですけども、こちらのカーブの是正、この2カ所をあわせて、測量・設計に着手しているというふうに聞いてございます。

これも、予算次第というふうに聞いておるんですけども、できるだけ早期に工事のほうに着手してまいりたいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私、自転車に乗るんで、コースは全部、何回か走っておるんですけど、高祖地区のあの地区の道路のことなんですけども、沖美の議員さんはわかっておられると思うんですけども、国道487へ昇格するとき、沖美をぐるっと回る経路、沖美町は沖美町をぐるっと回って国道をとということであったんですけど、最終的には沖美を通らずに、能美町から津久茂の瀬戸を通して、国道487になったわけなんですけど、そのときのやりとりの中で、主要県道として沖美の是長、裏っかわのほうも、高祖を含めて整備をするという約束になっていたと、私は聞いております。その後も、私が市長になりまして、県へ何度か、あの裏の道路を非常に自転車で走っても、曲がって危ないんです、狭いんで。何度か、県のほうへもお願いをしましたがけれども、結論から言いますと、現在進行中の高祖地区の整備が終わらないと、新しいところへはかからないという、実は、返事で、何とか高祖地区の、現在はもう残りは少しになっておるんですけど、あっこを片づけない限りには、裏っかわの高祖の是長のほうへはかかれないという県の返事なんで、なかなかそれ以上整備が進まないというのが、向こうの主要県道の整備状況でございます。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 続いて、宮ノ原幸ノ浦線、ここはサイクリストが上がってきて、まず、あそこを通る道でございます。それで、あそこの、建築部長さん、幅員を、あれかなり狭いところがあるんですね。それを、ちょっと数字を教えてください。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 市道宮ノ原幸ノ浦線の状況ですけれども、こちらの市道の延長ですけれども、まず、道路延長は6, 818メートルでございます。一部は、昔、道路災害防除工事ということで、一部は2車線にしてございますけれども、4メートル未満の幅員になってる区間が、まだ、1, 240メートルほど残っております。こういった現状になっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） ここに、青少年交流の家、宿泊客が12万3, 000人と聞いております。その中で、サイクリングコース、これが1として、青少年交流の家から大須方面に行くようなルートになっております。ここの中に、このルートは道幅が狭く、見通しが悪く危険であるというふうなのを載せております。

このような状況の中、江田島市として、市道は県がやる工事ではございません。市が施行主体となってやらなければいけないんですが、知らないところへ来て、こういう狭い道を走る。4メートルでしたら、自転車が走りよって、その隣を追い越すということはできません。それに、青少年交流の家に宿泊された方は、何十名という人が列をつかって行っております。出会いになればわかるんですが、後から追っかけていくほうは、なかなかクラクションを鳴らすわけにもいきませんし、大変苦勞いたします。

このようなことを、江田島市として改良するような計画があるかどうか、これは市長さんをお願いしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私も、しょっちゅう、月に1回、2回必ずあの路線を通りますんで、幅員とかカーブの状況とかいうのは把握しております。

ただ、正直言いますと、そういう青少年交流の家にたくさん来て走るときには、非常に危険なということもあるかもわかりませんが、1人が走る場合には、そんなに実は、正直言いまして問題はありません。

ただし、あつこの道路の状況を見ますと、間知石、いわゆる昔の間知石で、護岸をついておるところが、実は非常に多いんですよ。コンクリでやっておるんじゃないし、間知石で。ですから、近い将来必ずあの道は、パッチングするなり幅員を広げるなりをする必要が、近い将来必ずありますんで、もう私は、いつも副市長らと、本気半分、冗談半分で50年ぐらいの計画立てて、必ず50年たてばどこの道路も、多少手入れをしたり、全面的にやりかえたりする時期が、必ず50年ぐらいの間には来るんで、そのときに、埋立申請へかからん程度に目いっぱい広げてもらえば、その広げたところは自転車が楽に通れると、サイクリストにとっては、非常に走りやすい道路になるんでということをして、いつも言っていますんで、市が管理する部分については、できるだけ早く検討をして、

議員が言われるように、危険性を除去することが、また、青少年交流の家など利用アップにつながりますので、ぜひ、検討をしてみたいというように思います。

○議長（山根啓志君） 残り4分です。

8番 吉野議員。

○8番（吉野伸康君） 50年と言わずに、50年したら私ら死んでおりますよ。現在は、畑のほうも荒廃地となっておるところが多いんですよ。用地の確保もかなり、見やすいと思います。

時間も来ましたので、最後の締めとして、最後に、1次産業について、いろいろと質問させていただきましたが、本市の重要な課題は、少子高齢化による人口の減少であることは明白でございます。市においては、第2次総合計画や総合戦略などを策定され、課題克服に取り組まれると思います。1次産業の活性化が、新しい産業の創出と若者雇用対策になることを期待しております。

田中市長も2期目、最後の予算編成となるわけでございます。これらの事業、しっかりとした施策展開が図られるような、予算を確保していただきますようお願いをいたしまして、以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で、8番 吉野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

11時35分まで休憩いたします。

（休憩 11時23分）

（再開 11時35分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 上本一男議員の発言を許します。

○3番（上本一男君） 3番、上本一男。通告により、一般質問をさせていただきます。

登山道の整備状況ということと、沖野島ホテル開業に向けてのインフラ整備についてお伺いいたします。

まず、登山道の整備について。

現在、本市を訪れる観光客の中でも、サイクリストの増加は目覚ましいものがあるが、同時にハイキング、登山グループも増加しつつある。本市の自然を楽しむ観光振興策の1つとして登山マップも作成し推進されているが、六峰の登山道の整備状況についてお伺いします。

2点目、沖野島ホテルの開業に向けてのインフラ整備について。

平成28年5月から、沖野島に温泉施設を開業する会社があると聞いております。江田島市が今まで、企業誘致を必死になっても、なかなか江田島で起業する会社がありませんでしたが、向こうから、来年度からホテル事業をやりますと、手を挙げてくれる企業があるということは、非常にうれしいことではありますが、アクセスの問題、沖野島橋というのかどうか、ちょっとよく知らんのですが、までの深江側の道路を渡ってから、N T Tの上のゲートまでの上り道路、あそこが非常に悪いと思います。これは、大柿町時代からの課題であったのであろうが、抜本的に整備する必要があるのではないかと思います。

ます。

江田島市は、沖野島ホテルの開業に当たり、インフラ整備をする意向があるのかどうか、そのあたりを聞かせていただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 登山道の整備状況についての御質問にお答えいたします。

本市の観光振興策の1つとして、市内の六峰は、議員御指摘のとおり、貴重な資源であると考えております。

登山道の整備についてでございますが、現在、本市で登山道にかかわる林道は、24路線で、総延長が約49キロメートルあります。古鷹山、クマン岳以外は、林道を利用して山頂まで車で到達することができる状況となっております。これらの林道の維持修繕については、区間が広範囲に及ぶため、財政的な制約などもあり、計画的な整備については苦慮しているところでございます。

現在、新たな整備の取り組みとして、ひろしまの森づくり事業により、山頂付近の放置森林整備や保全活動を実施しておりますが、今後も、地元地域団体や企業の協力を得ながら、維持管理に努めてまいります。また、林道以外の山頂につながる登山道につきましては、イノシシの被害で道が荒らされている場所も見受けられており、このような箇所については、早急な対策を講じてまいりたいと思います。

次に、企業誘致に係るインフラ整備についての御質問にお答えいたします。

本市の企業誘致に係る優遇制度として、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業立地奨励制度があり、現在までに3企業から申請があり、指定しているところです。

インフラ支援については、進出企業の事業内容によって、また、市の将来施策、周辺の地理的条件、周辺住民の生活環境等により、個々の案件で行政の支援すべき内容は異なってきます。その都度、公益性や進出企業の地域貢献度等の状況を勘案しながら、総合的に判断するものと考えております。

議員御指摘の、こうした民間企業の事業が実現すれば、地域の活性化に大きく貢献し、雇用機会の拡大も期待でき、できる範囲の支援を検討してまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） サイクルロードの件から、質問させていただきます。

今、江田島では六峰と言うて、観光誘致しようと思って、山をいろいろ開発して頂上まで行けるようにしてありますが、六峰、一応このたび、あれしてもろたんですが、江田島町のほうから行くと、クマン岳、古鷹山というのがあって、クマン岳のほうは、どうにか整備されておると思います。それから、古鷹は登山道が6本あるんですが、あそこが江田島市で一番、山へ登る人が多いじゃろうと思うんですが、6本皆、登山道が整備されてないと思います、大体。

それと、今度は大原へ移りまして、陀峯山も行くんですが、陀峯林道ですよ、あれ

は車が頂上まで上がるんですが、やはり両サイドの草は、車に草が当たったり木が当たったりで、余りやはり整備されていないです。そこも、頂上に上がれば360度見られて、非常にいいあんばいじゃろう思います。

今度は能美のほうへ行きまして、真道山は、頂上から50メートル下ぐらいまで車が行って、そこから上がっていきけるんですけど、真道山は2本ありまして、3メートルぐらい石段で上がっていく分は結構ええんですが、いよいよ登山道という分は、ちょっとあそこはやはり、整備すればいいかなと思います。

今度、沖美の横へ行って砲台山、やはり景色がいいですし、あそこが大体一番、砲台跡というような史跡があるもので、ちょっとあそこのほうが一番、整備されておるかなと思います。

最後に野登呂なんですが、野登呂はやはり、頂上から50メートルぐらい下まで行けますけど、あそこは全然、あれから頂上まで上がる道のように整備されてない。あそこは、頂上まで登っても、全然、周りの景色が見えんですね。これはやはり、僕は、あそこをどうにか開発する方法はないんか、まず、その辺からちょっと聞かせてください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 新たな登山道の開発とかいうところは、今のところ、計画はございません。

議員おっしゃるように、登山道とか林道等の草が伸びてきたり、施設がイノシシ等に荒らされたようなところがございます。その辺は、危険なところは早急に、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

維持管理につきましても、広島県の森づくり事業等を活用しながら、維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 僕が何でそういうことを言うかといいますと、この間、9月のときのサイクリングロードじゃないんですが、やはり観光客がふえてきていると思うんですよね。それから、登山する人も多いですよ。登山言うて、山へ登る登山言うたりしますけど、トレッキングとかハイキングとかいろいろ言い方ありますけど、見やすいところは、この島は小さい島でええかげんなどころまでは、自転車、車で楽に行かれるんですよね。これを、もうちょっと整備してやれば、まだ山登りのお客、山へ登れば大体360度、皆、六峰のうち五峰は360度見えると。悪いんは、野登呂だけなんです。それを整備すれば、まだ僕は、もうちょっと伸びる要素があると思います。それを、ちょっと考えてもらって、どうにかあそこも、1回、野登呂へ登ってみられちゃったらええと思うんですが、あそこからは黒神、岩国、ずっと一番高い山ですけんね。あれをもうちょっと、行政のほうで開発できんかと思います。これは、僕の希望であれなんです。

それと、僕は、何をきょうは登山道整備というようなことで言いたいかいうたら、江田島市でやはり一番の顔は、やはり古鷹山じゃろうと思うんです、山で言えば。兵学校とやっぱり連動しておる。これを、もう少し整備せんにゃ、これはうまいことならん。やはり、例えば僕らが家へお客を迎えるにしても、やはりきれいにするでしょう。それと一緒に、我が家に山登りのお客が来るのに、やはりそれは、きちっと行政の民間ボラ

ンティア等が整備するべきなものです。行政のほうで、今、各山の維持管理、それはどういふようになっておりますか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 山の管理といたしましては、林道関係が中心になろうかと思ひますけども、年に一、二回、林道の草刈り等を、環境美化作業員等を、今、市の囑託員、臨時職員でございますけども、それを活用したり、シルバーセンターとか等を活用してから維持管理を行っております。

事業費といたしましては、平成26年度では江田島地区においては129万円、能美地区については257万円、大柿町に関しては182万円、沖美町に関しては369万円、これらを支出して管理しております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 今は、聞いたところによると、江田島が129万円、沖美の砲台山が三百何万円と言われましたよね。古鷹は何で、そういうような維持管理費が少ない、その辺ちょっと教えてください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 路線の延長とも関係すると思ひますけども、それと、広島森づくり事業の関連した整備も含まれておりますので、若干その辺の、各地区によつての差がございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） それと、各山に対して、僕は砲台山のほうは、各地域のボランティアの方が、年に何回かされよるようなんは聞いたことがあるんですが、よその山ではそういうような、どこぞがやりよるとか、ボランティア活動をされよるとか、ああいうようなのはないですかね。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） ボランティア団体による、林道等の清掃、維持管理活動の実績といたしましては、昨年度、発足いたしました江田島トレッキングクラブ、これが不定期的に、古鷹、クマン岳を中心に清掃活動を担っていただいております。また、海上自衛隊第1術科学校の、これは三高のほうになるんですけども林道の清掃活動、それとか、先ほど申しました広島森づくり事業で、企業による保全活動、これらの実績がございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） でもね、あれはあそこの山等は、管理部局というのはどこになるんですかね。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 山林部門につきましては、産業部になります。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） ならね、やはりああいうとこ、年に1回か2回は行って、やはり山が今、どういふような状態になっておるか、やはり見ていくべきじゃろうと思ひ

ます。でないと、やはり車で100メートル下ぐらいまで来られて、それから登っていくんですが、やはり草ぼうぼうで、なかなか上がれるような状態じゃない。それは、やはり来年春から、どうせ10月ぐらいまでいったら、やっぱり草が生えますからね、今、枯れておっても、あまりええことになってない。これは、やはりもうちょっと整備するようにはしてもらいたいです。

それと、これは市長から聞いてみますが、市長はトイレは和式ですか、洋式ですか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） トイレがどっちかという、自宅のほうは当然、今のことから、ウォシュレットであるような洋式になっております。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 僕も、もちろん和式じゃない、洋式なんですけど、今、あそこの古鷹のことばかり言うんですが、あそこはトイレがありますよね。あれは、今、この方で和式やられよる方、おられますか。和式のトイレに行かれる人、なんじゃったら手を挙げてみてください。あれは、今でしたら、僕らの場合、5分、座っとけ言っても、やねこいですよ。やはり、お客を迎えるとなると、まずはそういうような、例えば休憩したいというような方でもね、簡単にトイレへ入れるようには、これはせんにゃいけん思うんですよね。確かに、庁舎の中とかそういう建物の中は、徐々に変えていってますけど、やはりああいうような公共的なトイレとかいうのは、やはり気持ちよく入りたいと思えば、僕ら見て、洋式と和式があったら、どうしても洋式のほうへ行きますし、和式和式じゃったら、次、行こうかいうようになりますけんね。その辺、これはちょっと考えてもらいたいと思います。ちょっと、その辺どんなですかね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 観光資源の1つとして、トイレの整備をしてはどうかという御質問であろうかと思いますが、それぞれ、限られた財政の中で事業の組み立てをさせていただいております。例えば、先ほど産業部長のほうから答弁がありました、年に一、二回の林道整備に係る予算が、1,000万円をちょっと切るぐらいのお金がかかっております。これを、観光客の皆さんのために、もっと整備をするべきであろうということであれば、1,000万円が2,000万円、3,000万円とふえてまいります。

その一方で、地域の皆さんが生活していただいている、生活道路の維持補修に係る予算も必要になってきますけれども、そのときに、地域の皆さんから要望がある里道でありますとか市道の維持補修にお金をかけるべきであるのか、それとも、観光客の皆さんが来ていただける林道の整備にお金をかけるべきであろうか、または、観光客の皆さんが使っていただくトイレにお金をかけるほうがいいのか、市民の皆さんが使っていただく児童公園のトイレを整備するのがいいのか、限られた財政の中で、私たちは優先順位をつけながら、整備をさせていただいております。

そのときに、1つの指標になるのは、市民満足度の高いまちづくりというのは、本市は掲げてやっておりますので、市民満足度の高いまちづくりを目指すときに、その中で、市民の皆さんが重要と考えるおられる施策、ここに重点的に財政は振り当てていくべき

であろうというふうに考えておりますので、財政を預かります総務部としましては、まず、1つの指標であります市民満足度のアンケート調査の結果、または、市民の皆さんが重要と考えていただいている施策、満足度がどの辺に不足しているのか、そういったところを勘案しながら、財政については振り分けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本一男議員。

○3番（上本一男君） わかりました。

山本さん、でもね、そういうことを言いよったら切りがない。今、市民と行政の協働のまちづくりということは、そういうことではない。市民は、どうにかええがにしてくれと頼むと。できることは行政側がやると。今度は行政が、僕が言うことは、山のことを今、特化して言いよんですけど、行政も、例えばボランティアはいっぱいおるじゃけん、協働のまちづくりと言うぐらいなら、やはり頼みやあいい。ああいうことは、一々土建業者使ったり、シルバー使ったりせんでもいい、そういうようなグループがいっぱいあるんじゃけん。今、江田島市は大変じゃと、銭がないんじゃと。順番、どっからやりゃええんか、確かに、トイレはあなたの場合行きますか、行かんじゃろ。ほんなら必要ないじゃん、あのトイレは。誰も行かんのじゃけ、草ぼうぼうじゃけん。ああいうこと言うとな、順位がありますとかそういう問題じゃないじゃろう。要は、あそこを行政側が住民に頼めばええ。山登りされるお母さんら、こうこうこうでねと。山本さんなんか頼んで行きゃええんよね。どうにか助けてくれんさいや、銭がこれだけしかないんだと、トイレ直したいんじゃと、あれやりたいんじゃと。頭使えば、何ぼでもできるじゃない。僕が言いたいのは、ただ、せん方向に動くけん、僕は嫌いなんよ。僕は、これで言うたら、これは山本さんがああいうことを言うけん、ちょっと言わせてもらうけど、9月のとき、僕はサイクルロードのことを言うたんよね。何でもあのとき、市長が、僕は国道ベリ自転車に乗って車で乗っても、日本全国どこでも一緒なんじゃがね。国道を車で通ってみんさいや。歩道と車道の間、ペンペン草がどこでも生えてる。ここは小さいすごい島で、そういうことを、僕はボランティアに頼めということを言うたんじゃけん。お金はないことはわかっとなんじゃけん。今は、市民と行政のまちづくりと言いよんですけんね、行政が頼めば、やあ、それはだめじゃと言うて、なかなかよう言わんのじゃけ。頼んでみなさいや。市民が頼めばせんでしょうが、大体。予算がないとか何とか言うて、そがいなん言いわけになりやせん。ちょっとそれを、僕は考えてほしく、今、言いました。山本さんが、どうこう言うんではないんですが、たまたまそういうような順位とか言われましたけん、あれなんじゃが、そういうことをもしもずっと言うてくるんなら、今度は一般質問できんようになるけんね。少しでも、市民のみんなのことを思って、前向きの方で動かんことには、こがいなことをやってもパフォーマンス、遊び事です。その辺を考えてください、この件はこれで終わります。

それと、今度、沖野島の件なんですけど、僕が聞いた範囲では、来年の9月ごろからあそこを開業するというのを聞いたんです。まず、その辺からちょっと、行政の知っておる範囲で教えてください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 市のほうに、開業をされるに当たって、その開業にかかわる業者さんのほうから、道路が悪いと、何とかならないのかなというふうな問い合わせがありました。そういった関係で、情報を知り得ております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） これ、僕は、何でこういう、このことに関して質問しようかと思ったのは、今、江田島市は企業誘致策、どこかええとこ、企業が入ってきてくれれば仕事ができるんで、そこへ雇ってもらえると。何か大きいところはないか、僕も考えますし、市長らも必死になって考えておる思うんです。それでも、来てくれんのじゃね、今。現実に、ここ一、二年、進出した企業、企業誘致策とかありますけど、実際にどういいう会社が来たんか、ちょっと教えてください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 今、進出企業とおっしゃいましたけども、企業立地の奨励事業の制度を活用した企業が、今、3社ほどございます。大君のほうの機械加工の企業、それとオーリーブ関係の企業、それと南工業団地の中の工場増設といった形の、これ企業進出ではございませんけども、そういった企業のほうから奨励金の申請がございました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） よそから江田島市に企業が入ってくると。そのときの奨励策というのは、どのようなものがあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 企業立地奨励制度の概要を申し上げます。

まず、投下資本3,000万円以上の工場等、これは製造業になるんですけども、とか、宿泊事業等の事業者が、3名以上を雇用した場合に、固定資産税の相当額を奨励金としてお支払いすると、5年間。

それと、雇用者1名につき、これは1回限りでございましてけれども、50万円の奨励金を支払うという制度がございまして。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 固定資産税の公的な免除があるということよね。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 免除ではございません。一旦、固定資産税を支払っていただいて、それに相当する額を、奨励金として支払う制度でございまして。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） わかりました。

それと、それら進出企業が入ってきた場合、雇う従業員に対して補助金を出すということ、今、言われましたよね。今は、現実にそれを受けた会社というたら、3社ある

んですね。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 3社のうち、まだ支払った実績はございません。今年度、その3企業のうち、1社に支払う予定でございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） それと、僕は9月の議会のととき予算で、あそこにオリーブ館が大君にできよるじゃないですか。あそこへ、大君小学校跡地のオリーブ加工所への進入路整備工事で、工場側と地元民の双方が使用する予定ですと。あそこは、市の予算で道路をちょっと整備したと思うんですよね。その費用は、どれぐらいかかったんですか。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩します。

（休憩 12時04分）

（再開 12時04分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解いて、再開いたします。

沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 平成26年度と今年度、2カ年にわけて事業を行っております。平成26年度は229万9,320円、今年度は82万800円というふうな事業費でございます。

内容は、昨年度は進入路の擁壁工事やら、路盤工事、それと工事期間中、重車両が通りますので、舗装と門扉等を、今年度にかけて発注して行っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） ということは、300万円ちょっと、あそこのオリーブ館の周辺のインフラ整備、道路整備したということじゃろうと思うんですよね。

今度は、沖野島になるんですけど、僕が今、聞いておる範囲は、あそこで温泉が出ておる、ラドンがね。それが、僕も大柿町史を借りて読んだんですが、昔、あそこはツバキ公園があったみたいなんです。そこから昔、大正ごろですか、1日3,000人か4,000人の湯治客が来よったと。まさか、そんなばかなことはなかろうと思うんですが、史書へ大柿町史、そういうことを書いておる。これは、ほんまにあそこで温泉が出たんじゃないろうということで、僕は納得したんですが、何でほんなら、あそこが閉鎖になったんだ。ならね、兵学校が関係しとんですけど、この島には若い女がおらんと、昔ですよ。どういうことかというたら、兵学校をあそこへ引っ張ってくるのは、天然の良港があって、あそこは湾中でいかりも落とせると。それから船で町、宇品のほうから江田島へ来ると。来たら、年寄りしかおらん。ほんなら今、東京築地のほうで、日本を守ろうかいうようなそういう偉い人を集めてやるのに、この島じゃったら年寄りしかおらんということは、何ぼでも勉強できるじゃんというようなことで引っ張ってきたみたいなんです。ほんなら、そこへ温泉が湧いたと。ほんなら、夜に行って一杯飲んで、若い人も女の人も来られると。そがいなけりゃ、勉強できんというて、国策で潰したみたいですよ。

そういうことがあって、このたび温泉が出たんですが、これを調べたらあそこはラドン温泉なんです、僕が聞くところによると、180マッへのうちに、ラドンをはかる単位がマッへとか何とか言いよります。これネットで取ってきたんですが、日本を代表する5つのラジウム温泉と書いておるんですけど、秋田に1つと、新潟、山梨、鳥取の三朝と関金温泉というんが、日本の5大ラジウム温泉ということになっておるんですが、この三朝が142マッへです。ここは180マッへぐらいある。それも全部を、あのホテル、五右衛門風呂でやろうということを使う。40ぐらい五右衛門風呂を据えて、それでやろうと。

これは、僕は一番に思ったのは、必死になって江田島市がやっても、要は来てくれんのでしょ。あの人潰れようとうどうしよう、関係ないんじやが、僕が言いたいのはアクセスなんよ。今の状態で、何ぼ企業努力しても、陸から言うたらまず難しいでしょう。生き残るといふたら、やはり海のほうから船、チャーター便を雇うとか何とかしてやらんとだめじやろうが、僕はあそこを総合的にインフラ整備、今、言うたように、深江から入るのを抜本的に解決すること、入ってからあそこの上りゲートまでのあの道、あれはやっぱり行政が一方的にやっぱりやるべきじやろう。何で僕がそういうことを言うかというたら、要は、その会社潰れば民間じゃけん、潰れてもええんですよ。ええんじやが、インフラ整備というのはどうやっても、市がやらんにゃいけんし、やることによってうちの財産として僕は残る思うんですよ。

それと、今から30人、40人雇うというて聞いておるんですが、ならね、それぐらい人を雇ってくれるということは、やはり一生懸命やろうとしよんですが、行政が今、悪いアクセスの状態を、こうこうこうで何年後には直しますけんと言うたら、力の入れようの度合いが違う思うんですよ。今、今度またロジのほうと絡むんですが、ロジが、やはり市長が言われるように、来年の3月で一応、結論を出すと言われておるんですが、今、要は、江田島市にはホテルというホテルはないんですよ。来年、4月か5月には、1つのああいうようなホテルができるということは、やはり行政としてある程度の後押し、バックアップがあれば、やはりやる人も違ってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどんなでしょうか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） あそこの会社が、MUGENという会社の名前なんです、直接、会社から市のほうへはアプローチはありません。あそこのいろんな、今までリニューアルしたとか、そういった工事をされた業者さんが、いろいろ情報を提供していただいております。

ただ、この前もちょっとあの現場へ行って、あつこのホテルで食事会が、実はありました。そこでは、そんなにこうするとかああするとかいう話は、実は一切なしで、ただ、することの、簡単に言えば、やることの意味というんですか、そういったものを見せていただいたようなことで、具体的な内容のことには何も細かいことは聞いてないんですけども、大ざっぱなことは、また別のルートで話を聞いてますんで、実現できれば非常にありがたい話だなというように思っております。現実には、何名かの女性の方も、どうも正社員として新規に雇用されておるんで、もうほぼ、実現できるんじゃないかとい

うように思っておりますので、私の気持ちの上ではもう、あつこで計画どおり物事が立ち上がって進むという気持ちで、市としての対応をしていかなければいけないと思っておりますので、これは、あの会社だけの問題ではなしに、隣にヨットハーバーもありますので、そういうアクセスというんですか、道路の改良とかについては、沖野島の主にこの2社の対応のことを考えても、どうしても道路の改良というのは必要なんで、議員が言われるように、あの会社に限ったことではなしに、あの地区のことを思えば、考えれば、どうしても道路の改良は必要となっております。

ただ、何十年前から、このアクセス道路については用地のことで、どうしてもうまく行ってないんですよ。多分、なかなか簡単には行かんと思いますけど、先ほど、前の吉野議員さんの質問の中にありましたように、用地が絡みますとどうしても片づかないというようなことがありますけれども、相当の時間がたっておりますんで、できたらちょっと地主さんへアプローチも必要じゃないかと思っておりますけれど、いずれにしても、非常に大変ありがたい話なんで、議員が言われるように、できるだけ範囲で、市も協力をしていきたいというように思います。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） すみません、ありがとうございます。

調子げにそういうこと言うたんですが、今は議員も必死になって、きのうの酒永さんにしても胡子さんにしても、どうにかみんなが、どうにか江田島市を前へ進もう、どうにかええ方向に行こうというぐあいに努力してるんですから、それをやはり行政サイドのほうも、行政のほうの応援できることは、言うたけんじゃのうて、できることは何がどうやってやったらよくなるかの、応援できるかのということを考えてもろうて、やってもろうたらええと思えます。

ちいと、調子げに言うたんですが、市長、行政の皆さん、ひとつよろしくお願いします。これで終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

13時30分まで休憩いたします。

（休憩 12時14分）

（再開 13時30分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 同意第4号

○議長（山根啓志君） 日程第2、同意第4号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、同意第4号 公平委員会の委員の

選任につき同意を求めることについてでございます。

平成27年12月15日で任期満了となる、公平委員会の委員小地原 巧さんの後任として、次の者を公平委員会の委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任したい方は、住所が、江田島市能美町高田〇〇〇〇番地、氏名が、砂堀正治さんです。昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、67歳でございます。

砂堀さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する方でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、こと人事に関することですので討論を省略し、直ちに起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本件についてはこれに同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 13時31分）

（再開 13時32分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、説明員として企画振興課長、交流促進課長、政策推進課長を入場させますので、暫時休憩いたします。

（休憩 13時32分）

（説明員入場）

（再開 13時32分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第65号

○議長（山根啓志君） 日程第3、議案第65号 江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第65号 江田島市灘尾弘吉

先生顕彰像等維持管理基金条例の一部を改正する条例案についてでございます。

本市における教育の振興を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第65号について、説明いたします。

議案書5ページに改正条文を、6ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

改正の内容は、議案書6ページの新旧対照表で説明いたします。議案書6ページをらんください。

現行条例は、灘尾弘吉先生顕彰像及び灘尾記念文庫を維持管理するため、旧大柿町が設置したものを、本市が引き継いだものでございますが、この基金を本市の教育行政の推進に必要な事業の財源に充てることできるように、条例の一部を改正するものでございます。

右が現行条文、左が改正案で、改正部分を下線で示しております。

まず、一番上、題名でございます。現行の「江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金条例」を、「江田島市灘尾弘吉先生教育振興等基金条例」と改めます。

次に、中ほど、設置についてでございます。第1条中、「維持管理する」を「維持管理及び本市における教育の振興を図る」に、「江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等維持管理基金」を、「江田島市灘尾弘吉先生教育振興等基金」といたします。

次に、処分についての、第5条中第4号を第5号とし、第3号の次に第4号として「本市の教育行政の推進に必要な事業の財源に充てる時」を加えるものでございます。議案書の5ページをお願いします。

下から2行目、附則といたしまして、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますが、ここの5ページの4ですよ、本市の教育行政の推進に必要な事業の財源に充てる時となっておるわけなんです、具体的にはどういふふうな、どのようなことを考えておるんかお尋ねしたい。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 現在、平成28年度の事業として想定をさせていただいておるものにつきましては、平成28年1月に、本市にある広島県立大柿高校が、台湾にあります高等学校と姉妹校を締結する予定としております。同校から、平成28年度

以降の姉妹校生徒交流に係る経費の支援の要望をいただいておりますので、これが、まず一番目の事業として、江田島市のふるさとを学ぶ事業、または、江田島市と縁のあります交流をつなげる事業というような観点から、まず、平成28年度については、該当する予算として、現在のところ考えておるところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） いやいやそれはね、この前の全員協の中に出ておったから。ただ、台湾の生徒が来るのに40万円ほど使うということになっておるわけなんじゃけど、そうじゃなしに、ここは本市の教育行政の推進に必要な事業の財源、ほかにもいろいろあるんじゃないかと思って、より具体的に、台湾の部分はもうここに書いておるからええんですよ。具体的にこれから、灘尾基金を見ると4,400万円ほどあるんじゃけど、それをどういうふうにも有効に、この江田島市の教育を発展させていくというんか、子供たちが将来、江田島市の必要な財源になるわけじゃけ、具体的にどういうふうなことを、江田島市としては考えておるんかというのを聞きたいんです。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 具体の個別な事業というものは、現在のところございませんが、想定しておりますものは、江田島市の総合戦略に掲げております、これから江田島市では、縁という言葉をも一つのキーワードとして、江田島市に縁のある人についての学習でありますとか、教育委員会のほうでは、ふるさと教育にこれから取り組むこととしておりますので、そういった地域、郷土を愛する心を育てる事業、または、ふるさとと縁をつなぐことができる事業、そういった事業に活用できればというふう考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 教育的資金として使えるようにするというのは、私は、いいかなと思いますけれども、ただ、本質は逸脱をしないようにしなければいけないんじゃないかと。これは、あくまでも江田島市灘尾弘吉先生顕彰像等の維持管理基金でございます。その本質を逸脱して、教育的な、幾ら教育だといっても、それはもし必要な分は、他の基金の利子を使ってやるとか、そういうことをやるだけであって、これについてはやっぱり、本質を逸脱しないようにしてもらいたいと思います。

それと、平成28年度で大柿高校のほうへ向いて、これを支出予定ということになりますが、大柿高校としては、この公金40万円の受け皿は、どのように考えておられるんでしょうか。それは、確認されておりますか。というのが、公金ですので、例えば大柿高校が同窓会であるとかいうような、任意の会計をもっておりますね。そこへ、向いて入れてもらったなら、これは公金だから困るんですよ。あくまでも、大柿高校は県立高校です。県立高校の予算でもってやっておるんですから、県が指定された、例えば歳入の項目の中へ向いて、これ40万円が、私は振り込まれるのが妥当だと思うんですが、そこらあたりはどのように思っておられますか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） ただいま、2点の御指摘をいただいております。本来の基金が設置した趣旨を逸脱しないように、たとえ教育というものであろうとも、幅広に使うものではなくて、これは灘尾先生に縁のある事業、または、これから郷土を愛することができるような、そういったふるさとに縁をつなぐような事業、先ほど答えさせていただきましたが、そういった限定したもので、基金については活用するべきものというふうに考えておりますし、本来、教育予算のほうで掲げるものの事業については、そちらのほうの事業で、きちんとした予算の手当をすることが、本旨であるというふうに捉えております。

2点目の会計の処理についてでございますが、指摘していただいたように、任意の団体にお任せするものということではなくて、現在、大柿高校の魅力アップ事業というような形で、大柿高校を支援するような形の事業予算を教育委員会のほうでも計上していただいておりますが、そのようなものと同じように、公金として適正に取り扱うよう、図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） このたび、灘尾先生の顕彰費維持管理基金条例を、江田島の教育行政に資するものに支出するというところで、条例名も改正されるということがあります。

一応、この維持管理の部分におきましては、ここの条例のところにちょっと出てないですけども、省略されてますんでね、いわゆるタイムカプセルのあけるのが、平成30年代であったと思うんです。そこに、ここの基金からの費用をみてると思うんですけども、要は、何が聞きたいかという、これから例えば平成28年度が、大柿高校の台湾の姉妹校との交流に、年40万円というお話でございます。それでは、まずは、最低限必要なもとの本来のもので、どれぐらい予算を見込まれてるのか。要は、その残りの部分でそういったこれからの、今回、追加する項目について支出されるということなんですよね。そこら辺のところを、どういうふうに見込まれてるのか。

将来的に、今度やはり、例えば年に40万円、ずっと毎年続けて10年で400万円になりますけども、今後この基金にどのようにこれをまた繰り入れていくのか。これが、いわゆるふるさと納税の寄附金をここに充当していくのか、どんどんどんどん毎年使っていくと、目減りしていくわけですよ。この4,400万円の今の平成26年度末残高の利子じゃ、多分、どんどんどんどん減っていくはずなんですよ。そこら辺、今後どういうふうに積み立てをしていくのかなというところを、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） これまで支出しておるものといえますか、本来の目的で使わせていただいておりますものについては、顕彰像の維持管理については、年1回の清掃作業をしていただいておりますことと、顕彰像が年々、劣化してまいりますので、それを

磨いていただいております。そういったことに、おおむね16万円程度、年間使っております。そして、歳入のほうとしましては基金の利息のほうが6万円程度、入ってきておりますので、10万円から9万円ぐらいが、毎年、目減りをしているというような状態で来ております。

まず、平成28年度に台湾との姉妹縁組に係る経費について、大柿高校の活動を支援させていただくこととしておりますが、次に支出の予定がありますのが、先ほど議員御指摘いただきましたように、タイムカプセルの開封年次が平成30年度となっておりますので、そこでの支出が見込まれております。現在のところ、支出が見込まれておる事業が、この2事業となっておりますので、今後、この基金への繰り入れについては、その支出の状況などを勘案しながら、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号

○議長（山根啓志君） 日程第4、議案第66号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第66号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第66号について説明いたします。
議案書8ページをお開きください。

内容については、8ページから15ページに改正条文を、16ページから21ページに新旧対照表、22ページに参考資料として、江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

22ページの参考資料により説明いたします。

本案は、地方税法総則に定める、徴収猶予制度について納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど新たな制度が設けられたこと、また、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情に応じて、条例で定める仕組みとされ、地方税法に条例委任事項が設けられたことによる改正でございます。

第8条に徴収猶予に係る、市の徴収金の分割納付、または分割納入の方法として、徴収猶予をする金額を、その期間内の各月に分割して納付し、または、納入させることを規定し、第9条で徴収猶予の申請手続等として、申請においては猶予がえ等事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間等を記載した申請書に、猶予がえ等事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類等を添付するほか、申請に係る補正の手続を定めております。

第11条では、職権による換価の猶予の手続等として、職権による換価の猶予をする場合の手続を定め、第12条では申請による換価の猶予の申請手続等として、滞納者が徴収金を一時に納付し、または、納入することにより、その事業の継続、または、その生活の維持を困難にするおそれが認められる場合において、その者が徴収金の納付または納入について、誠実な意思を有すると認められるときは、徴収金の納期限から6月以内にされた申請に基づき、1年以内の期間を限り滞納処分による財産の換価を猶予することができるとしております。

第13条では、担保を徴する必要がある場合として、猶予に係る金額が100万円以下の場合、また、猶予の期間が3カ月以内であるなどの要件を定めております。

改正条文の末尾に附則を定めておりますが、附則第1条におきまして、この条例の施行期日を、平成28年4月1日とすること、附則第2条におきまして、経過措置を定めております。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっとこれ読んでも、よくわかりにくいんじゃないけど、これ今でも例えば保育料とか、住宅の使用料とか滞納はようけありますよね。これを、こ

の22ページの第8条から13条の適用によって、滞納が減るように思いますか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） この条例を規定することによって、滞納が減るかどうかという御質問でございました。

まず最初に、国民健康保険税もという、国民健康保険税は税でございますので、当然、条例の対象になります。そのほかに、この条例を準用するものとして、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、認定こども園使用料ということでございますけども、先ほど提案理由の説明のところで申し上げましたとおり、国のほう、地方税法総則のほうで徴収猶予制度というものが定められておりますけども、納税者の負担軽減を図るということと、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点からということも申し加えておりますけども、基本的には、今まで国の制度としてあったものを、徴収猶予に関してそれぞれ地域の実情が違うから、その地域の実情に合わせて規定しなさい、その市町で規定しなさいということになったということで、改正をさせていただくわけでございます。

これによって、滞納が減るかどうかという話でございますけども、今回の改正については、納税者の利便性といいますか、事業の継続、うちのほうが強制執行をした場合に、事業の継続が困難になったり、納税者の方を生活困窮に追い込むことがないように、一定の猶予制度というものを拡充していこうという趣旨でございますので、そのところを御理解いただければというふうに思います。

直接、滞納金額がこれによって減るかどうかというところについては、今回、明確にはお答えできませんけども、そういうことでございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 簡単に言うたら、今の部長の説明によると、要は、1年間猶予期間ができた、滞納者にとっては。滞納者にとっては、1年間、差し押さえがないということなんじゃね。その利便性があるということなんじゃね。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） もともと、地方税法の総則のほうで同様の規定はございました。それに基づいて、うちのほう、事務の執行をしておりましてけども、今回は本人の申請によって、換価の猶予というものが認められる、新たな制度ができたということでございます。

ですから、一年間の猶予ができたんだねというようなお話でございましたけども、もともと制度としてはございました。それが、地方税法の総則に基づいてやるか、条例に基づいてやるかというところの違いでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号

○議長(山根啓志君) 日程第5、議案第67号 江田島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました、議案第67号 江田島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方税法施行規則等の一部改正に伴いまして、現行条例等の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山田市民生活部長。

○市民生活部長(山田 淳君) それでは、議案第67号について説明いたします。

議案書24ページをお開きください。

内容については24ページに改正条文、25ページから26ページに新旧対照表、27ページに参考資料として、江田島市税条例等の一部を改正する条例の改正要旨を添付しております。

25ページ、26ページの新旧対照表により、説明をさせていただきます。

本案は番号法の施行に伴い、平成27年3月31日をもって専決処分いたしました、平成27年江田島市条例第12号の、江田島市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

番号法の施行に伴う施行規則の改正により、納付書、納入書には当面、法人番号を記載しない取り扱いとするとされたことから、平成27年改正条例第1条において、第2条第3号納付書、第4号納入書に法人番号を記載する旨追加した条文を削除いたします。条文を削除したことから、第36条の2、第63条の2、第89条、第149条の改正規定中、それぞれ法人番号の次に、番号法に定める法人番号の定義を追加いたします。

附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日と定めております。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 8 号

○議長（山根啓志君） 日程第 6、議案第 6 8 号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第 6 8 号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） ただいま上程されました、議案第 6 8 号の条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

議案書 2 9 ページに改正条文、3 0 ページに新旧対照表を添付しております。

3 0 ページの新旧対照表により、改正の内容を説明させていただきます。

本条例案は、介護予防事業などの実施時期を規定する附則へ追加するものであります。

平成 2 7 年第 1 回市議会定例会におきまして、附則第 7 条といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置ということで、4 件追加していただいて

おります。

1項では、介護保険法第115条の45第1項に掲げる事業につきましては、実施開始年日を平成28年4月1日から、2項から4項では、同法同条第2項の4号から6号に掲げる各事業につきましては、実施開始日を平成29年4月1日と定める一部改正を行ったところでございます。

しかしながら、新しい地域支援事業における多様化と充実を進めていく中、平成29年度から在宅医療・介護連携の推進に係る事業を実施するに当たり、平成28年度から準備事業を行う必要が生じました。これに伴い、附則の改正の必要が生じたため、第5項の追加をお願いするものであります。

第5項の中で、全各号の規定にかかわらず、当該事業を実施するために必要な準備行為は、当該実施の日前においても行うことができるという項を、追加させていただきたいと思っております。

それでは、29ページにお戻りください。

改正条文で、附則第7条に第5項を追加しております。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） この前の全員協のときに説明があったんですけど、いわゆるこの条例にも出ておるんですが、平成28年度、現行のサービスをやるということは、この全員協の資料を読むと、平成28年4月の移行は、現行の介護予防給付に係る訪問介護、通所介護と同じ内容で移行するとなっております。要は、現行のサービスそのまま行きますよと、平成28年度。平成29年度から、いわゆる第7期の介護保険からはどうなるんですか。どういようにされるんですか。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） まず、平成28年度の移行の部分につきましては、全員協でも説明させていただきましたが、訪問介護と通所介護につきましては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の中で、現在の訪問介護、通所介護と同じ内容で、負担割合、単価、サービスについてはそのまま、新しい事業のほうに移行します。それで平成29年度のほうで、在宅医療・介護連携の推進というのを始めるように、附則の中では定めておったんですが、その準備を平成28年度で行っていくために、今回、附則を追加させていただきます。

それで、平成29年度から、一応、予定しておりますのが、24時間365日の在宅医療・介護サービスの提供を始めていくという予定でおります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） この前もらった、全員協のときの資料の2ページの24時間の在宅医療と介護サービスの提供ですよ、これは、この条例の中で準備することなんですか。この条例の中で、準備期間は。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 議員のおっしゃるとおり、平成29年度から24時間365日の在宅医療介護サービスの提供を始める予定であります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 私は、これはなかなかええことじゃとは思ってるんですけど、問題は多分、利用料は、例えば夜中とかいうたら高くなるんじゃないかなと思うんですよ。その辺がちょっとわからんのじゃけど、それと同時に、利用料が高くなるということは、利用しようと思っても、所得の低い人は利用できないんじゃないかなと思うんですが、その辺は、福祉保健部のほうはどのように考えておりますか。そこのところ、気になっておるんですよ、私は。やることはいいことなんじゃけど、利用料金等、低所得者の人で利用しようと思っても、使えんんじゃないかなと思う、懸念がしておるんですが。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 利用料のほうは、このサービスを使ったときに高くなるかどうかという点につきましては、サービスの度合いによって利用料が変わってきますので、ですから、定時巡回の部分と臨時で来ていただくという部分がありますけれども、やっぱりその回数によって高くなるか安くなるかというのは、一概に言えない部分が出てくると思います。

あと、どう考えてるかというところでございますけれども、基本的に国の流れが、在宅介護のほうへ移行していこうという動きの中で、この24時間365日の介護サービスというのは、ぜひとも、なくてはならないという事業ですので、これにはぜひとも、やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 9 号～日程第 9 議案第 7 1 号

○議長（山根啓志君） 日程第 7、議案第 6 9 号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから日程第 9、議案第 7 1 号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました、議案第 6 9 号から議案第 7 1 号までについてでございます。

最初に、議案第 6 9 号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書 6 1 ページ、議案第 7 0 号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書 7 3 ページ、議案第 7 1 号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） ただいま一括上程されました、議案第 6 9 号から議案第 7 1 号までの 3 つの条例の一部を改正する条例案につきまして、説明させていただきます。

きます。

まず、議案第69号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、こちらにつきましては、32ページから41ページまでが改正条文、42ページから60ページまでが新旧対照表となっております。

次に、議案第70号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、こちらにつきましては、62ページから65ページまでが改正条文、66ページから72ページまでが新旧対照表となっております。

3つ目の、議案第71号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、74ページと75ページが改正条文、76ページから78ページまでが新旧対照表となっております。

79ページから80ページまでに、参考資料をおつけしております。こちらの参考資料のほうで改正内容について、説明をさせていただきます。

79ページをお開きください。

このたびの、3つの条例改正案は、平成26年第5回定例会におきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための、関係法律の整備に係る法律に基づき、厚生労働省令の基準に応じた内容で一部改正など、上程可決いただいていたものでございます。

これにつきまして、1の概要にありますとおり、厚生労働省令が一部改正され、その基準が変わりました。このために改正する条例、こちらにありますように議案第69号から71号までの3つの条例を、一部改正するものであります。

では、3の主な改正内容について説明申し上げます。

字句の整理と、広島県基準条例の改正を除いた、主なものを7つほど挙げておりますが、基本的には全て国の基準どおりに規定しております。

まず(1)、こちらの定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、訪問看護サービスの提供体制や、オペレーターの配置基準が緩和されるとともに、外部評価が効率化されております。

80ページをお開きください。

(2) 認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）、こちらでは利用定員が緩和されるとともに、事故報告の仕組みが新たに設けられております。

(3) 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）、こちらでは登録定員の緩和、外部評価の効率化、看護職員の配置要件が緩和されております。

(4) 介護予防・認知症対応型共同生活介護、こちらではユニット数が緩和されております。

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護、こちらでは代理受領の際の利用者の同意書が不要となっております。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらではサテライト型に係る本体施設の要件が緩和されております。

(7) 看護小規模多機能型居宅介護、こちらでは名称変更とあわせて、登録定員の緩和、外部評価の効率化がされております。

以上のとおり、改正点を申し上げましたが、基本的には地域包括ケアの構築に向けて、効率的なサービス提供体制の構築のために、基準が緩和されているところでございます。

なお、3つの条例案とも、それぞれの改正条文の最後にあります附則によりまして、施行期日は公布の日から施行するといったしております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長(山根啓志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本3議案に対する質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) ちょっと教えてもらいたいんじゃないけど、80ページに、1事業所3人以下というのはわかるんじゃないけど、この1ユニットというのは、どういう単位になるわけ。それと、その3番目には25人以下を29人以下とか、(7)にも25人以下を29人とかなっておるんじゃないけど、人員の緩和、いわゆる今までは25人であったのを29人にふやす意味じゃろと思うんじゃないが、同じ施設で、施設の大きさは同じなんじゃないけど、入る人数はふやすというのはどういうことなんですか、これは。

○議長(山根啓志君) 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長(峰崎竜昌君) まず1つ目の質問、ユニットについてなんですけれども、ユニット形式というのが、1ユニットにつき9人という規定がございまして、それが現在、今の事業所では、大概、2ユニットつけております。ですから9人がワンセットで見るのが1ユニットということでございます。現在、18人以下となります。

それが場所とかの都合で、今まででしたら、例えば2ユニットあっても、1事業所の中で言えば3人しか見れなかったところが、今度はユニットごとで見ますので、6人まで見れるというふうな形で緩和されております。

次が、(3)と(7)のところで、登録定員が25人以下というところが29人に、こちらも緩和されておるんですが、これが今の通所と、小規模多機能ですんで通所の部分と訪問の部分があって、そこが、合計が25人のところが29人まで緩和されておると。そこから、結局、事業がしやすくなっておるというところでございます。

以上です。

○議長(山根啓志君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本3議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、日程第7、議案第69号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第70号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第71号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号

○議長(山根啓志君) 日程第10、議案第72号 江田島市新本庁舎大規模改修工事(建築)請負契約の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました、議案第72号 江田島市新本庁舎大規模改修工事(建築)請負契約の変更についてでございます。

平成27年8月19日に議決を得た、議案第37号 江田島市新本庁舎大規模改修工事(建築)請負契約の締結についてに関し、契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第72号の説明をいたします。

変更の内容につきましては、参考資料により説明いたします。

議案書の82ページをお願いします。

江田島市新本庁舎大規模改修工事(建築)請負契約の変更についてでございます。内容を表にお示しし、項目ごとに変更前、変更後の欄を設けております。変更の内容は、2. 契約金額で、変更前1億4,310万円、内消費税額及び地方消費税額は1,060万円を、変更後1億6,772万4,000円、内消費税額及び地方消費税額は1,242万4,000円とするものです。

変更の理由は、壁面収納棚設置や防火シャッター改修などの追加工事等を行うためでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号

○議長（山根啓志君） 日程第11、議案第73号 市道の路線変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第73号 市道の路線変更についてでございます。

驚部15号線の路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それでは、議案第73号 市道の路線変更についてを御説明いたします。

本案は、変更対象となる路線の敷地を保有する中国財務局より、市道部分を含めた普通財産敷地を一体で売却するため、当該敷地内にある市道の路線認定を廃止するよう依頼されたことから、市道の終点の位置を変更するものでございます。

変更する路線は、市道路線変更調書の整理番号1にあります路線番号、江田島市A6015の鷺部15号線で、新旧対照の旧の下段にある終点、江田島町鷺部2丁目309番68地先を、新の下段のとおり、江田島町鷺部2丁目309番26地先に変更するもので、延長が111.5メートル減少し、幅員は4.0から7.3メートルに変更となります。

変更理由でございますが、84ページの参考資料をごらんください。

路線変更前、現在の鷺部15号線の全景を上段に、拡大写真を下段に載せております。

この道路は、鷺部2丁目309番20地先の県道江田島大柿線との交差点、①の部分を起点に、西側の海に向かう路線ですけれども、現在の終点は海沿いを南北に通る市道鷺部3号線との交差点、赤矢印の地点となっております。この路線の西側は、白い破線で囲んでおります財務省の敷地を通過しておりますが、この敷地を管理する中国財務局から、財務省と記載してある建物より北側の敷地を、一体的に売却する予定であるので、敷地内の路線認定を廃止するよう依頼がありました。

このため、当該敷地部分の市道廃止について検討したところ、周囲には代替する市道もあり、適切な道路網は確保できると認められることから、次の85ページにあります、路線変更後の写真のとおり、終点を市道鷺部22号線との交差点、赤矢印の地点に変更し、認定区間を減長するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

14時45分まで休憩いたします。

(休憩 14時31分)

(再開 14時45分)

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第74号

○議長(山根啓志君) 日程第12、議案第74号 平成27年度江田島市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました、議案第74号 平成27年度江田島市一般会計補正予算(第5号)でございます。

平成27年度江田島市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ808万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ150億8,235万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の追加及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) 議案第74号 一般会計補正予算(第5号)につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の18、19ページをお願いいたします。

最初に歳入からでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、保険基盤安定負担金の交付見込みによる増額補正です。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、市内小規模多機能型居宅介護施設のスーパーリンクラー整備補助に伴う、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の増額補正です。

4目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の減額補正です。

3項委託金、2目民生費委託金は、国民年金法等の改正に伴う、国民年金市町村システム改修に対する、国民年金事務委託金の増額補正です。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、保険基盤安定負担金の交付見込みによる増額補正です。

20、21ページをお願いします。

2項県補助金、3目衛生費県補助金は、動物愛護管理推進事業補助金の増額補正です。

7目土木費県補助金は、事業費の調整に伴う、県移譲事務交付金の減額補正です。

17款、1項寄附金、2目指定寄附金は、保健衛生費寄附金の増額補正です。

19款、1項、1目繰越金は、このたびの補正財源として追加補正を行っております。

21款、1項市債、6目消防債は、過疎対策事業債の減額配分に伴いまして、消防救急デジタル無線整備事業に係る市債を、過疎対策事業債から、一般単独事業債(緊急防災・減災事業)へ振りかえるものです。

続いて歳出でございます。

今回の、歳出補正予算の主な内容は、補助の採択に伴う事業費の増額、事業調整に伴う普通建設事業の減額、その他必要な経費の補正を行っております。

また、人件費につきましては、人事異動に伴い、給料、職員手当など共済費の補正を、総務費及び民生費において計上しております。

その内訳及び合計につきましては、32、33ページの給与費明細書にお示ししております。

それでは、人件費関係を除く主な補正について、説明いたします。

22、23ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費は、ふるさと納税件数の増加に伴います、ふるさと納税特産品(記念品)の増額補正です。

5目財産管理費は、土地開発基金保有の土地を売却するため、一般会計で買い戻す、土地購入費の増額補正です。

24、25ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正に伴う、繰出金の増額補正です。

3目老人福祉費は、小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー設置に対する、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の増額補正です。

7目国民年金費は、国民年金法などの改正に伴う、国民年金市町村システム改修業務委託料の増額補正です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、保健事業用備品購入費の増額補正です。なお、財源は指定寄附金です。

6目環境衛生費は、野良犬・野良猫対策に係る、備品購入費等の増額補正です。

26、27ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、オリーブ振興計画策定業務委託料の増額補正です。なお、この業務委託は2カ年にまたがりまますことから、債務負担行

為の追加をお願いしております。

3項水産業費、3目漁港費は、平成28年度に施工予定の世上漁港護岸補修に係る、設計委託料の増額補正です。

7款、1項商工費、3目観光費は、観光振興事業費で、一般事務嘱託員報酬の増額補正を、宿泊施設事業特別会計繰出金で、特別会計の補正に伴います、繰出金の増額補正を行っております。

このページの一番下の欄から、28、29ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は、補助事業分の事業調整に伴います、設計委託料及び工事請負費の減額補正です。

2目道路新設改良費は、県道改良事業費で、県道大君深江線改良工事における、土地購入費及び補償金の減額補正を、工事請負費の増額補正を行っております。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費では、河川維持改良事業費との調整により、設計委託料の増額補正を、道路改良事業費では、補助事業分の事業調整に伴います、土地購入費及び補償費の減額補正をそれぞれ行っております。

3項河川費、1目河川維持改良費は、河川維持管理事業費で、今後の見込みに伴います、修繕料の増額補正を、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費で、道路新設改良費との調整により、設計委託料の入札執行残の減額補正を行っております。

30、31ページをお願いします。

5項都市計画費、3目公園費は、修繕料の増額補正です。

9款、1項消防費、1目常備消防費は、市債の振りかえに伴う財源更正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は、平成26年度放課後児童健全育成事業県費補助金の額の確定に伴います、返還金の増額補正でございます。

予算書4、5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正。追加としまして、防災行政無線保守点検業務委託、ほか17件をお願いしております。

来年度の業務などにつきまして、本年度中に契約手続を要するものが大半でございます。

6ページをお願いします。

第3表 地方債補正。追加としまして、一般単独事業債(緊急防災・減災事業)の、消防施設整備事業の1件をお願いしております。

廃止としまして、過疎対策事業債の消防施設整備事業の1件をお願いしております。

なお32、33ページには給与費明細書、34、35ページに債務負担行為の支出予定額等調書、36ページに地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ808万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ150億8,235万円とする、一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 1つお尋ねしたいんですけど、6ページの、いわゆる地方債補正なんじゃけど、過疎債をやめて単独債にしたというこの理由はどういうことなんですか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 事業を行うよう要望しておりましたところ、過疎債の枠を減額されたため、事業調整としまして、同様の特別交付税措置がありますものに、組み替えたものでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 2点ほどお聞きしたいんですが、まず1点目は、4ページ、5ページの債務負担行為でございますが、いわゆる2年継続的な要素を持つておるからということでお聞きしておるわけですが、今年度中に契約を終えたいということですが、この部分の中に、消耗品的な要素もあったりするし、この何でもかんでも債務負担行為で、あらかじめ設定しておくというのは、いかなもんかなというふうに思うわけですが、ここらの考え方というのをもう一度、確認をしたいんですが。

それから2点目に、23ページの公有財産の購入費、土地開発公社から購入だというふうに説明があったんですが、土地開発公社で所有している土地といえば、大柿の総合グラウンドですか、あそこの用地なんかなというふうに私は思うんですが、ほかにもあるんか、どの土地なんか、ちょっと具体的に説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 債務負担行為の基本的な考え方といたしましては、先ほど説明させていただきましたように、年度を継続して、年度の当初から業務委託をお願いする必要がある事業につきましては、年度中にその契約を起す必要がございますので、債務負担行為をお願いしておるものでございます。

また、議員が先ほど御指摘いただきました、この18件の中で、これはどうだろうかというものがありましたら、特定のものについて、担当の部署に説明をしていただければと思います。

2点目の、土地開発基金の保有土地の購入についてでございますが、今回、買い戻しを予定しております土地は、平成10年3月31日に旧沖美町が取得いたしました、沖美町大字是長字船附1705番地2号、山林の4,220平米でございます。

これは野村不動産から、当時購入したものでございますけれども、この土地について、購入の申し出がございましたので、公売の手續に付すために買い戻しをするものでございます。

なお、そのほかに、土地開発基金の土地にどのようなものがあるかということでございますけれども、基金が所有する土地は、平成26年度末現在で31件、21万2,562平米でございます。簿価で6億4,763万円となっております、主なもので申し

ますと、先ほど御指摘いただきましたものと、鹿川公民館用地でありますとか、清能団地、県道是長バイパス線用地、寄涛団地、沖野島公共用地などがございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 債務負担行為の件ですが、この具体的な項目を申し上げますと、前処理センターの薬品ですよね、新年度に入って購入することも可能じゃないのかなというふうに思うんですが。大柿高校の魅力化事業の補助金、これも新年度に入ってから、別にどうかなというふうに思うんですよね。それから、中学校の教師用教科書等の購入、これも4月に入ってから購入すればええんじゃないのかなというふうに思います。

それと、公有財産の購入費、たしか説明では土地開発公社から購入というて聞いたもので、それをお聞きしたわけで、土地開発公社の所有しておるのは、大柿の運動公園しかないんじゃないかと思うんですが、この点をちょっと確認したいんですが。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 私のほうが、土地開発公社というふうに説明したかというのは、ちょっと原稿また読み合わせてみますが、土地開発基金の保有でございます。

失礼いたしました。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 債務負担行為の補正で4ページ、前処理センターの管理用薬品の購入ということでございます。

前処理センターにつきましても、4月早々から、し尿の処理をもう確実に進める必要がございます。薬品につきましては、4月1日から、きちんと処理ができるような形で、今年度中に購入契約というものを結びたい。納品までに、相当、時間も要する薬品もございますので、例年このようにお願いをしておるものでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 大柿高校の魅力化事業の補助金と、中学校教師用教科書の購入について、お答えいたします。

大柿高校魅力化事業の補助金につきましては、大柿高校が募集をかける際に、募集要項のほうに、補助金のメニューがありますというのを、正規なものを入れたいということがございまして、それとまた、4月1日から下宿等に入ってくるということがございますので、予算の確定前に、それが出てくるということでございますので、債務負担行為をお願いしております。

それから、中学校の教師教科用図書の購入につきましては、中学校4校、4月1日からこれを使用しますので、早く契約して学校のほうに配布しなければいけないということから、年内の契約納入を考えておりますので、債務負担行為のお願いをいたしております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 最後ですが、債務負担行為、これもそりゃ市長の特権でええんですが、やられてええんですが、ええんですが、予算の原則というのもありますので、ここらの考え方をしっかりして、来年度も考えていただいたらというふうに、私の思いなんです。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号

○議長（山根啓志君） 日程第13、議案第75号 平成27年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第75号 平成27年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,633万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億6,582万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） それでは議案75号 平成27年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入では療養給付費の国庫支出金の減額、保険基盤安定負担金財政安定化支援事業確定に伴う一般会計からの繰入金が増額など、歳出では、療養給付費の財源更正、高額療養費の増額、後期高齢者支援金額の確定に伴う減額などや、前年度の療養給付費負担金が確定したことにより返還金が生じたため、補正をお願いするものです。なお、返還金などの財源といたしまして、前年度繰越金を充当させていただくこととしております。

主なものを、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明いたします。

まず、歳入につきまして、事項別明細書の40、41ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は、1節現年度分の療養給付費等分、介護納付金分、後期高齢者支援金分が減額補正となります。

同じく3款の、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、1節普通調整交付金の減額補正です。

4款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金は、1節普通調整交付金が減額補正です。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金及び4節財政安定化支援事業繰入金が増額補正です。

では、42ページ、43ページをお開きください。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は、1節その他繰越金の前年度繰越金の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、44、45ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、国庫支出金の減額や、一般会計繰入金が増額に伴い財源更正するものです。

同じく2款の2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、001一般被保険者高額療養費において、19節の負担金補助及び交付金の増額補正です。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金は、001後期高齢者支援金において、19節負担金補助及び交付金の減額補正です。

46、47ページをお開きください。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金は、001介護納付金において、19節負担金補助及び交付金の減額補正です。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、001療養給付費等返還金において、23節償還金利子及び割引料が前年度の療養給付費負担金の確定に伴い、返還金の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、歳入歳出の予算の総額に、それぞれ2,633万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ46億6,582万5,000円とする、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますが、41ページ、いわゆる療養給付費の減額ですよね。これは、理由は何かあるんですか。

それと、47ページの介護納付金の減額ですよね、この2点。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 療養給付費の負担金の減額につきましては、療養給付費分の32%という枠の中で、国のほうから金額が示されたということで、こちらのほうで減額させてもらいました。

次に、47ページの介護納付金、こちらのほうは支払基金のほうから、平成26年度分の額の通知がありまして、それに合わせまして減額させていただきました。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号

○議長（山根啓志君） 日程第14、議案第76号 平成27年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第76号 平成27年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度江田島市の宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,861万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第76号 平成27年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

このたびの補正は、シーサイド温泉のうみの備品購入に係る経費を、新たに補正するものでございます。

52、53ページをお開きください。

1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で、補正額53万円の増額補正でございます。これは一般会計、7款商工費、1項商工費、3目商工費からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、次のページの54、55ページをお開きください。

1款事業費、1項管理費、1目管理費で、18節備品購入費53万円の増額補正です。これは、シーサイド温泉のうみの冷凍庫が急に故障し運営に支障が出るため、冷凍庫の購入に係る経費を、このたび補正するものでございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 77 号

○議長（山根啓志君） 日程第 15、議案第 77 号 平成 27 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました、議案第 77 号 平成 27 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第 77 号 平成 27 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動に伴う給与の補正及び債務負担行為の計上に係る補正を行うものです。

水道事業会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 27 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 27 年度江田島市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

第 1 款水道事業費用の第 1 項営業費用を 339 万 8,000 円の増額補正を行いまし、第 1 款水道事業費用の合計額を 7 億 4,221 万 2,000 円とするものです。

補正の内容については、3 ページの実施計画をごらんください。

収益的収入及び支出の部の支出についてでございます。

水道事業費用の 1 項営業費用として、給与費 339 万 8,000 円の増額をしています。

1 ページに戻っていただきまして、第 3 条 予算第 6 条に定めた職員給与費を 339 万 8,000 円の増額補正を行いまし、1 億 2,123 万 8,000 円に改めます。

第 4 条 予算第 8 条の次に 1 条を追加し、第 9 条として債務負担行為の事項等を、下の表のとおりと定めます。これは、本市が管理する前早世浄水場の運転維持管理業務と、各浄水場等の水質分析の業務を年間を通して委託契約するため、年度末に翌年度の契約を締結しております。

キャッシュフロー計算書は 4 ページに、債務負担行為に関する調書は 7 ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 78 号

○議長(山根啓志君) 日程第 16、議案第 78 号 平成 27 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 78 号 平成 27 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 2 号)でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 前企業局長。

○企業局長(前 政司君) 議案第 78 号 平成 27 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 2 号)について御説明いたします。

このたびの補正は、債務負担行為の計上に係る補正を行うものです。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 27 年度江田島市下水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の表に次の項目を追加する。これは、本市が管理する各浄化センターにおいて、維持管理、汚泥運搬、汚泥処分の業務を年間を通して委託契約するため、年度末に翌年度の契約を締結しております。

債務負担行為に関する調書は、3 ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 15時25分)

(再開 15時25分)

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、説明員として木戸主任を入場させますので暫時休憩いたします。

(休憩 15時25分)

(再開 15時26分)

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第79号

○議長(山根啓志君) 日程第17、議案第79号 平成27年度江田島市交通船事業会計決算の認定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました、議案第79号 平成27年度江田島市交通船事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、平成27年度江田島市交通船事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

佐野代表監査委員、浜先監査委員におかれましては、計数が正確であることの検証、経理内容の適否、企業の運営等の審査のほか、平成27年度江田島市交通船事業特別会計予算に適正に引き継がれていることの照合に当たり、大変であったかと存じます。

11月10日から11月17日までの間、両監査委員には熱心なる審査に当たられ、その労に対しまして、厚く敬意を表する次第でございます。

議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定を

賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第79号 平成27年度江田島市交通船事業会計決算について御説明いたします。

交通船事業会計決算書の1ページ、2ページをごらんください。

収益的収入及び支出については、収入の第1款汽船事業収益は2億1,439万510円となり、支出の第1款汽船事業費用は2億4,739万7,985円です。

収益の主なものは、運行収益一般会計負担金です。

支出の主なものは、運行費、業務費、減価償却費です。

3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出については、収入の第1款資本的収入は3万7,500円です。

支出の第1款資本的支出は356万9,200円です。

収入の内訳は、有価証券売却収入です。

支出の内訳は、資産購入費、長期借入金償還金です。

5ページをお開きください。

平成27年度江田島市交通船事業損益計算書については、1の営業収益が1億7,142万3,398円、2の営業費用が2億3,608万4,469円で、営業損失が6,466万1,071円です。

3の営業外収益が2,349万898円、4の営業外費用が3万7,602円で、差し引き2,345万3,296円となり、経営損失が4,120万7,775円です。

営業損失に特別利益3万円を加算した4,117万7,775円が、当年度の純損益となり、前年度繰越欠損金4億3,998万6,187円があるので、事業終了時欠損金は4億8,116万3,962円となりました。

6ページをお開きください。

先ほどの、損益計算書で説明しましたとおり、前年度末繰越欠損金4億3,998万6,187円と、当年度純損失4,117万7,775円で、事業終了時欠損金が4億8,116万3,962円となりました。

9月30日で事業終了であるため、欠損金を計上したまま終了となります。

表の下段の事業終了時残高に記載してあるように、自己資本金6億2,690万9,339円と減債積立金130万円から、事業終了時欠損額4億8,116万3,962円を控除した資本合計1億4,704万5,377円が、事業終了時の残存価格となります。

事業終了時に残っている現金支出を伴うものは、他会計借入金2,750万円、未払金2,092万3,023円です。

累計欠損金は、過去の損失の積み重ねをあらわしたものであり、減価償却費等の現金の支出がない費用を含んでいるため、その金額だけ支払が残っているわけではございません。

交通船事業会計報告書は9ページから11ページに、キャッシュフロー計算書は12

ページに、明細書は13ページから16ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本議案については、監査委員の意見書が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、佐野代表監査委員に入場いただきます。

佐野代表監査委員、登壇をお願いします。

○代表監査委員（佐野博隆君） 失礼いたします。

平成27年度江田島市交通船事業会計決算審査意見について、御報告いたします。

平成27年10月1日から江田島市交通船事業を公営企業から市長部局に移管し、指定管理者制度により運営するため、平成27年4月1日から平成27年9月末日までの間、6カ月の打ち切り決算となっております。

決算の審査に当たっては、去る11月10日から11月17日までの間、関係諸帳簿等の照合や、関係職員からの説明聴取などにより、慎重に実施いたしました。

その結果、平成27年度江田島市交通船事業会計決算は適正に作成しており、計数は正確でかつ経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、監査委員の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日12月5日から12月9日までは休会とし、3日目は12月10日午前10時に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(散会 15時37分)